

浜松市の制度

① 住宅を新築・購入したい方（P.43～県内全域で利用できる制度あり）

◎ 地域材を利用した住宅への助成事業（天竜材の家 百年住居る事業）

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に自ら居住するための木造住宅を新築・増築する方、又は木造の店舗・施設(常に業務等に使用)を新築・増築する方(建売住宅、リフォームは対象外) ・住宅では居住面積、店舗・施設では業務等に使用する場所の面積が66㎡以上であること。(増築の場合は増築部分の居住面積、業務等に使用する場所の面積が66㎡以上であること) ・住宅では地域材を主要構造材(土台・柱・梁・桁・大引き・母屋・束・筋違い・間柱・根太・垂木)使用量の80%以上使用し、内装材(床・天井・内壁材)と合わせ5㎡以上使用すること。店舗・施設では地域材を5㎡以上使用すること。 ・使用する地域材は「しずおか優良木材」と同等の品質基準を有していること ・他の住宅助成制度と併用が可能 ・建築現場を地域材PRの場として提供すること ・前年度の市税を完納していること
補助額等	<ul style="list-style-type: none"> ・地域材使用量1㎡あたり2万円、上限25万円 ・地域材総使用量のうち、FSC認証材を50%以上使用すると10万円追加
問合せ先	一般社団法人浜松地域材利用促進協議会事務局 TEL 053-423-3010

◎ 浜松市 勤労者住宅建設資金等償還利子補助事業

利用の条件	次のすべての条件にあてはまる方 <ul style="list-style-type: none"> ・浜松市内に自ら居住する新築住宅、建売住宅、中古住宅、マンションを購入される方 ・市税を完納している方 ・これまでに本事業の補助を利用されていない方 ・当該年度の4月1日以降に住宅建設資金の融資及び利子補助金承認申請をしている方 交付の条件 <ul style="list-style-type: none"> ①居住の用に供する部分の床面積が150㎡以下 ②市県民税額が30万円以下 								
補助額等	<table> <tr> <td>利子補助率</td> <td>年0.75%相当額</td> </tr> <tr> <td>利子補助対象額</td> <td>50万円以上10万円単位で300万円以内</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>10年以上(利子補助の期間は最長10年間)</td> </tr> <tr> <td>償還方法</td> <td>元利均等月賦償還</td> </tr> </table>	利子補助率	年0.75%相当額	利子補助対象額	50万円以上10万円単位で300万円以内	償還期間	10年以上(利子補助の期間は最長10年間)	償還方法	元利均等月賦償還
利子補助率	年0.75%相当額								
利子補助対象額	50万円以上10万円単位で300万円以内								
償還期間	10年以上(利子補助の期間は最長10年間)								
償還方法	元利均等月賦償還								
問合せ先	静岡県労働金庫 浜松中央ローンセンター TEL 053-456-9331								

◎ 母子父子寡婦福祉資金貸付制度

利用の条件	次のすべての条件に当てはまる方 ・ 母子(父子)家庭の母(父)及び寡婦 ・ 母子(父子)家庭の母(父)及び寡婦が自ら居住するため、自らが所有する住宅を所有する方(これから建設する方を含む) ・ 建築基準法等関係法令に合致する適法な住宅であり、かつ良好な居住水準を有する住宅		
貸付限度額	150万円(特別200万円…災害等により住宅が全壊した場合であり、特に必要と認められる場合)		
据置期間	貸付の日から6ヶ月間		
償還期限	据置期間経過後6年以内(特別 据置期間経過後7年以内)		
貸付利率	連帯保証人を立てない場合において年1%		
問合せ先	中区役所	社会福祉課	Tel 053-457-2035
	東区役所	社会福祉課	Tel 053-424-0175
	西区役所	社会福祉課	Tel 053-597-1157
	南区役所	社会福祉課	Tel 053-425-1463
	北区役所	社会福祉課	Tel 053-523-2893
	浜北区役所	社会福祉課	Tel 053-585-1121
	天竜区役所	社会福祉課	Tel 053-922-0023

② 住宅をリフォームしたい方(P.49～県内全域で利用できる制度あり)

◎ 浜松市農業経営資金償還利子助成事業

利用の条件	・ 市内の山村地域に居住する若者(おおむね20歳～40歳)又は後継者を有する世帯主 ・ 住宅の居室、浴室、台所、便所等の改善をする方(借入限度額500万円) ・ 農業近代化資金を借入れており「静岡県山村定住資金」による利子助成を受けている方		
融資利率等	貸付利率から県及びその他の利子助成を除いた率について1%を上限に、貸付当初最長5年間、利子助成金を交付		
問合せ先	産業部 農業振興課 担い手支援グループ		Tel 053-457-2331
	産業部 農業振興課 北部農業グループ		Tel 053-523-1113
	産業部 農業振興課 天竜農業グループ		Tel 053-922-0030

④ 設備を充実させたい方 (P.49～県内全域で利用できる制度あり)

◎ 浜松市 創エネ・省エネ・蓄エネ型住宅推進事業費補助金

利用の条件	<p>次のすべての条件に該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 過去に市から同種のシステムの設置費補助金を受けていない世帯の方 ・ 市税を完納している方 ・ 平成30年3月23日から平成31年3月15日の間に対象システムの設置工事が完了し、支払いが完了している人 ・ 自らが居住する住宅で、賃貸住宅でないこと
補助額等	<p>太陽光発電システム (3kW以上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 35,000円 ※モジュールの合計出力3kW以上であること (再生可能エネルギー固定価格買取制度に基づく全量売電を除く) <p>家庭用燃料電池コージェネレーションシステム (エネファーム)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 80,000円 ※(一社)燃料電池普及促進協会の「家庭用燃料電池導入支援補助金」補助対象機器であること <p>家庭用蓄電池</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 80,000円 ※蓄電池から分電盤を通じて家庭の電力として使用できること ※環境省「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 化等による住宅における低炭素促進事業」の補助対象となるもの <p>V2H対応型充電設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 50,000円 ※電気自動車の蓄電池から電力を取り出し、分電盤を通じて家庭の電力として使用できる仕組みを備えた充電設備であること <p>組合せによる加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 20,000円 上記の対象システムのうち、2種類以上 (既設太陽発電設備を含む) を同時に設置し、かつ、ホーム・エネルギー・マネジメント・システム (HEMS) を設置する場合 ※ECHONET Lite規格に対応しているシステムであること ※太陽光発電システムについては、既設(設置時点で未使用のものに限る、その他要件は新設の場合と同様)も可
問合せ先	産業部 エネルギー政策課 Tel 053-457-2502

◎ 浜松市 木質バイオマス利用促進事業

利用の条件	<p>次のすべての条件に当てはまる方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市内の住居又は店舗等に木質ペレットストーブを設置する個人、法人、団体等 ・ 市内で生産された木質ペレットを使用する方
補助額等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 木質ペレットストーブ購入費用等(設置費を含む)の1/3以内 (上限5万円)
問合せ先	産業部 林業振興課 Tel 053-457-2159

◎ 浜松市 風致地区区内住宅生垣用苗木交付制度

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 風致地区（都市計画法第8条第1項第7号）内の専用住宅（共同住宅を含む） ・ 住宅敷地内で、4m以上の道路沿い並びに隣地境界部分に生垣を設置し、道路沿いの場合は生垣と道路の間に高さ50cmを超えるブロック塀等遮蔽物がないもの（格子、ネットフェンス等があるときは、生垣が半分以上透視できること） ※道路幅員が4m未満でも道路中心線より2mの道路後退沿いに生垣を設置するもの
補助額等	<p>本数（1申請地につき）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1m当たり2～3本交付し、100本を上限 ・ 緑地協定区域（都市緑地法第45条）に重複して該当する場合も100本を上限
問合せ先	都市整備部 緑政課 TEL 053-457-2597

◎ 浜松市 緑地協定区域樹木等交付制度

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内の緑地協定区域（都市緑地法第45条）内の専用住宅 ・ 生垣用苗木又は低木の交付対象となる場所は、道路から良く見え、道路との境界が道路中心線から2m以上後退した場所 ・ 隣地境界に生垣又は低木を設置する場合は、道路から建物後退線までの部分（上限3m）
補助額等	<p>交付物及び本数（1申請地につき）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生垣用苗木、低木、庭木用樹木のいずれか1つ 生垣用苗木：設置延長1m当たり4本まで。100本上限 ※風致地区（都市計画法第8条第1項第7号）に重複して該当する場合も100本を上限 低木：1㎡当たり9本まで。100株上限 庭木用樹木：3本上限 ・ 景観木：区域ごとに定められた樹種を1本交付 ・ ツタ類：設置延長1m当たり4株まで。100株上限
問合せ先	都市整備部 緑政課 TEL 053-457-2597

◎ 浜松市 雨水浸透ます設置補助制度

利用の条件	<p>市が定める佐鳴湖上流域内に建築物（敷地面積が1,000㎡未満のものに限る）を所有する方（これから建築する方を含む）またはその占有者の方で、次のすべての交付条件にあてはまる方（国・公共団体その他これらに準ずるものを除く）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市で定める構造またはこれと同等以上の能力を有するもので、浜松市雨水浸透施設設置技術指針に適合する雨水浸透ますであること ・ 施工業者は浜松市排水設備工事指定工事人であること ・ 設置しようとする敷地内において浸透効果の高い場所に設置すること ・ 補助金の交付対象範囲は、雨水浸透ますの設置及び既存のますの撤去に要する経費 ・ 市が行う現地調査等に協力すること ・ 市税を完納していること
補助額等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物の新築又は雨水排水工事を伴う改築の際に雨水浸透ますを設置する場合（1基当たり補助上限2万円） ・ 既存の建物において、既設の雨水ますから雨水浸透ますに付け替える場合、または新たに雨水浸透ますを設置する場合（1基当たり補助上限6万円）
問合せ先	環境部 環境保全課 TEL 053-453-6198

◎ 浜松市 合併処理浄化槽設置整備補助制度

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道事業計画区域以外及び農業集落排水処理区域以外の地域に居住している方 ・ 自ら居住する建物に10人槽以下の合併処理浄化槽を設置する方 		
補助額等	補助額は浄化槽の大きさなどによって異なる <ul style="list-style-type: none"> ・ 建物の新築・増改築を伴わず、単独処理浄化槽やくみ取便槽から高度処理型浄化槽に設置替えする場合 5人槽 765,000円 6～7人槽 850,000円 8～10人槽 1,035,000円 ・ 上記以外の場合で、高度処理型浄化槽を設置する場合 5人槽 171,000円 6～7人槽 207,000円 8～10人槽 267,000円 		
問合せ先	中区役所 まちづくり推進課 東区役所 区民生活課 西区役所 まちづくり推進課 南区役所 区民生活課 北区役所 まちづくり推進課 浜北区役所 まちづくり推進課 天竜区役所 まちづくり推進課	TEL 053-457-2778 TEL 053-424-0164 TEL 053-597-1150 TEL 053-425-1382 TEL 053-523-3120 TEL 053-585-1115 TEL 053-922-0022	

◎ 浜松市 水洗便所改造資金貸付あっ旋及び利子補給制度

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内に居住し、供用開始日（下水道が使用できる日）から3年以内に下水道へ切替工事をする方 ・ 市税及び下水道受益者負担金などを滞納していない方 ・ 指定金融機関が認める連帯保証人を立てることができる方 		
融資利率等	くみ取り便所改造工事排水設備設置工事含む 貸付あっ旋金額 100万円以内（36ヶ月元金均等払い） し尿浄化槽切替工事排水設備設置工事含む 貸付あっ旋金額 100万円以内（36ヶ月元金均等払い）		
問合せ先	上下水道部	お客さまサービス課	TEL 053-474-7915

⑤ 子育て世帯の住宅取得・改良等に対する助成制度

◎ 浜松市家族支えあい環境支援事業

利用の条件	<p>次のすべての条件に当てはまる方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1年以上同居等をしていない親世帯と子世帯が新たに同居または100m以内の近隣に住み始める方 ・ 子世帯に小学生以下のお子様がいる方（妊娠している方も含む） ・ 補助対象世帯員において市税及び市営住宅家賃等を完納している方 ・ 他の公的制度による補助と対象が同一でないもの ・ その他、諸条件を事前にお問い合わせください。 <p>※申出前に着手すると補助の対象になりません。必ず工事着工・住宅取得・引越の前に相談の上、申出してください。</p> <p>※「浜松市家族支えあい環境支援事業」は平成31年度までの事業です。補助金は予算の範囲内で交付し、予算がなくなり次第終了となります。</p>
補助額等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引越・移転 補助対象経費の1/2以内 上限10万円 ・ 住宅の新築・取得 補助対象経費の1/2以内 上限40万円 ただし、市街化区域に限る ・ 増築・改修 補助対象経費の1/2以内 上限40万円 ・ 解体 補助対象経費の1/2以内 上限50万円 ただし、昭和56年5月31日以前の住宅に限る
問合せ先	都市整備部 住宅課 TEL 053-457-2076

⑥ 高齢者や障害のある方（P.50～県内全域で利用できる制度あり）

◎ 浜松市 居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給

利用の条件	<p>次のすべての条件に当てはまる方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険の要支援、要介護認定を受けている方 ・ 保険給付として適当な改修内容であると市から事前に承認を得た方 ・ ケアマネージャー等が作成する「改修が必要な理由書」を事前に用意できる方 																												
補助額等	改修に要した費用（同一住宅・同一対象者につき20万円を上限）の9割または8割（利用者負担割合による）を介護保険で支給																												
問合せ先	<table border="0"> <tr> <td>中区役所</td> <td>長寿保険課</td> <td>TEL</td> <td>053-457-2337</td> </tr> <tr> <td>東区役所</td> <td>長寿保険課</td> <td>TEL</td> <td>053-424-0184</td> </tr> <tr> <td>西区役所</td> <td>長寿保険課</td> <td>TEL</td> <td>053-597-1119</td> </tr> <tr> <td>南区役所</td> <td>長寿保険課</td> <td>TEL</td> <td>053-425-1572</td> </tr> <tr> <td>北区役所</td> <td>長寿保険課</td> <td>TEL</td> <td>053-523-2863</td> </tr> <tr> <td>浜北区役所</td> <td>長寿保険課</td> <td>TEL</td> <td>053-585-1122</td> </tr> <tr> <td>天竜区役所</td> <td>長寿保険課</td> <td>TEL</td> <td>053-922-0065</td> </tr> </table>	中区役所	長寿保険課	TEL	053-457-2337	東区役所	長寿保険課	TEL	053-424-0184	西区役所	長寿保険課	TEL	053-597-1119	南区役所	長寿保険課	TEL	053-425-1572	北区役所	長寿保険課	TEL	053-523-2863	浜北区役所	長寿保険課	TEL	053-585-1122	天竜区役所	長寿保険課	TEL	053-922-0065
中区役所	長寿保険課	TEL	053-457-2337																										
東区役所	長寿保険課	TEL	053-424-0184																										
西区役所	長寿保険課	TEL	053-597-1119																										
南区役所	長寿保険課	TEL	053-425-1572																										
北区役所	長寿保険課	TEL	053-523-2863																										
浜北区役所	長寿保険課	TEL	053-585-1122																										
天竜区役所	長寿保険課	TEL	053-922-0065																										

◎ 浜松市 重度身体障害者住宅改修費給付（居宅生活動作補助用具）

利用の条件	次のすべての条件に当てはまる方 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市内に住所を有する身体障害者手帳の交付を受けた下肢、体幹または乳幼児以前の非進行性脳病変による運動機能障害のある方で、障害の程度が3級以上の方、難病等の方で下肢または体幹機能に障害のある方。 ・ 障害、住宅の状況等から住宅を改修する必要があると認められる方 ※ 申請前に購入・工事をすると給付対象外																												
給付限度額	原則1回（上限額20万円）																												
問合せ先	<table border="0"> <tr> <td>中区役所</td> <td>社会福祉課</td> <td>TEL</td> <td>0 5 3 - 4 5 7 - 2 0 5 7</td> </tr> <tr> <td>東区役所</td> <td>社会福祉課</td> <td>TEL</td> <td>0 5 3 - 4 2 4 - 0 1 7 6</td> </tr> <tr> <td>西区役所</td> <td>社会福祉課</td> <td>TEL</td> <td>0 5 3 - 5 9 7 - 1 1 5 9</td> </tr> <tr> <td>南区役所</td> <td>社会福祉課</td> <td>TEL</td> <td>0 5 3 - 4 2 5 - 1 4 8 5</td> </tr> <tr> <td>北区役所</td> <td>社会福祉課</td> <td>TEL</td> <td>0 5 3 - 5 2 3 - 2 8 9 8</td> </tr> <tr> <td>浜北区役所</td> <td>社会福祉課</td> <td>TEL</td> <td>0 5 3 - 5 8 5 - 1 6 9 7</td> </tr> <tr> <td>天竜区役所</td> <td>社会福祉課</td> <td>TEL</td> <td>0 5 3 - 9 2 2 - 0 0 2 4</td> </tr> </table>	中区役所	社会福祉課	TEL	0 5 3 - 4 5 7 - 2 0 5 7	東区役所	社会福祉課	TEL	0 5 3 - 4 2 4 - 0 1 7 6	西区役所	社会福祉課	TEL	0 5 3 - 5 9 7 - 1 1 5 9	南区役所	社会福祉課	TEL	0 5 3 - 4 2 5 - 1 4 8 5	北区役所	社会福祉課	TEL	0 5 3 - 5 2 3 - 2 8 9 8	浜北区役所	社会福祉課	TEL	0 5 3 - 5 8 5 - 1 6 9 7	天竜区役所	社会福祉課	TEL	0 5 3 - 9 2 2 - 0 0 2 4
中区役所	社会福祉課	TEL	0 5 3 - 4 5 7 - 2 0 5 7																										
東区役所	社会福祉課	TEL	0 5 3 - 4 2 4 - 0 1 7 6																										
西区役所	社会福祉課	TEL	0 5 3 - 5 9 7 - 1 1 5 9																										
南区役所	社会福祉課	TEL	0 5 3 - 4 2 5 - 1 4 8 5																										
北区役所	社会福祉課	TEL	0 5 3 - 5 2 3 - 2 8 9 8																										
浜北区役所	社会福祉課	TEL	0 5 3 - 5 8 5 - 1 6 9 7																										
天竜区役所	社会福祉課	TEL	0 5 3 - 9 2 2 - 0 0 2 4																										

◎ 浜松市 重度身体障害者住宅改造費補助金交付

利用の条件	次のすべての条件に当てはまる方 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市内に住所を有する身体障害者手帳の交付を受けた下肢、体幹または視覚に障害のある方で、障害の程度が総合等級で1級又は2級の方またはその保護者 ・ 障害のため、その方に適するように住宅を改造する必要があると認められる方 ・ 市税に滞納がなく、次のいずれかの世帯に属する方 ※市・県民税が非課税の世帯（4月から6月までの間に申請する場合は前年度分） ※前年分の所得税額が20万円以下の世帯（4月から6月および1月から3月の間に申請する場合は前々年分） ※必ず着工前に相談の上、申請																												
補助額等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市県民税が非課税の世帯 工事費（補助対象経費）の2/3以内で75万円を限度 ・ 上記に該当しない世帯で前年分の所得税額が20万円以下の世帯 工事費（補助対象経費）の1/2以内で75万円を限度 																												
問合せ先	<table border="0"> <tr> <td>中区役所</td> <td>社会福祉課</td> <td>TEL</td> <td>0 5 3 - 4 5 7 - 2 0 5 7</td> </tr> <tr> <td>東区役所</td> <td>社会福祉課</td> <td>TEL</td> <td>0 5 3 - 4 2 4 - 0 1 7 6</td> </tr> <tr> <td>西区役所</td> <td>社会福祉課</td> <td>TEL</td> <td>0 5 3 - 5 9 7 - 1 1 5 9</td> </tr> <tr> <td>南区役所</td> <td>社会福祉課</td> <td>TEL</td> <td>0 5 3 - 4 2 5 - 1 4 8 5</td> </tr> <tr> <td>北区役所</td> <td>社会福祉課</td> <td>TEL</td> <td>0 5 3 - 5 2 3 - 2 8 9 8</td> </tr> <tr> <td>浜北区役所</td> <td>社会福祉課</td> <td>TEL</td> <td>0 5 3 - 5 8 5 - 1 6 9 7</td> </tr> <tr> <td>天竜区役所</td> <td>社会福祉課</td> <td>TEL</td> <td>0 5 3 - 9 2 2 - 0 0 2 4</td> </tr> </table>	中区役所	社会福祉課	TEL	0 5 3 - 4 5 7 - 2 0 5 7	東区役所	社会福祉課	TEL	0 5 3 - 4 2 4 - 0 1 7 6	西区役所	社会福祉課	TEL	0 5 3 - 5 9 7 - 1 1 5 9	南区役所	社会福祉課	TEL	0 5 3 - 4 2 5 - 1 4 8 5	北区役所	社会福祉課	TEL	0 5 3 - 5 2 3 - 2 8 9 8	浜北区役所	社会福祉課	TEL	0 5 3 - 5 8 5 - 1 6 9 7	天竜区役所	社会福祉課	TEL	0 5 3 - 9 2 2 - 0 0 2 4
中区役所	社会福祉課	TEL	0 5 3 - 4 5 7 - 2 0 5 7																										
東区役所	社会福祉課	TEL	0 5 3 - 4 2 4 - 0 1 7 6																										
西区役所	社会福祉課	TEL	0 5 3 - 5 9 7 - 1 1 5 9																										
南区役所	社会福祉課	TEL	0 5 3 - 4 2 5 - 1 4 8 5																										
北区役所	社会福祉課	TEL	0 5 3 - 5 2 3 - 2 8 9 8																										
浜北区役所	社会福祉課	TEL	0 5 3 - 5 8 5 - 1 6 9 7																										
天竜区役所	社会福祉課	TEL	0 5 3 - 9 2 2 - 0 0 2 4																										

◎ 浜松市 高齢者向け優良賃貸住宅事業（家賃減額補助金）

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 60歳以上の単身者あるいは本人又は配偶者が60歳以上 ・ 自ら居住するため住宅を必要とする方 ・ 市県民税を完納している方 ・ 確実な連帯保証人がある方
補助額等	入居される方の所得に応じて家賃の一部を補助 ※補助額は団地によって異なる
問合せ先	都市整備部 住宅課 TEL 0 5 3 - 4 5 7 - 2 0 7 6

◎ 浜松市 高齢者住宅改造費補助金交付

利用の条件	次のすべての条件に当てはまる方 ・ 60歳以上であること ・ 介護保険制度の要支援1、2または要介護1～5の認定を受けていること ・ 市・県民税が非課税の世帯（4月から6月までの間に申請する場合は前年度分）に属していること ・ 市税を完納している世帯に属していること ・ 改造する家屋に現に生活し、改造する家屋を住所地としていること ※ 必ず着工前に相談の上、申請。着工後の申請については受付不可。 ※ 補助対象者1人に対し1回の補助を限度。		
補助額等	・ 工事費(補助対象経費)の1/2以内で75万円を限度 ※ 特定地区内の限度額は100万円		
問合せ先	中区役所 東区役所 西区役所 南区役所 北区役所 浜北区役所 天竜区役所	長寿保険課 長寿保険課 長寿保険課 長寿保険課 長寿保険課 長寿保険課 長寿保険課	TEL 053-457-2062 TEL 053-424-0186 TEL 053-597-1164 TEL 053-425-1542 TEL 053-523-1144 TEL 053-585-1123 TEL 053-922-0130

◎ 浜松市 家具転倒防止事業

利用の条件	市内に居住している次のいずれかに該当する方 ・ 高齢者(満65歳以上)のみの世帯 ・ 高齢者(満65歳以上)と障がいのある方のみの世帯 ・ 高齢者(満65歳以上)と満18歳未満の方のみの世帯 ・ 障がいのある方のみの世帯 ・ 障がいのある方と満18歳未満の方のみの世帯 ・ 高齢者(満65歳以上)、障がいのある方及び満18歳未満の方のみの世帯		
補助額等	一世帯5品までの家具固定作業にかかる費用を市が負担 ※ 金具等(下地材料を含む。)は自己負担 ※ 家具固定作業は市指定の施工者が行う		
問合せ先	中区役所 東区役所 西区役所 南区役所 北区役所 浜北区役所 天竜区役所	区振興課 区振興課 区振興課 区振興課 区振興課 区振興課 区振興課	TEL 053-457-2210 TEL 053-424-0115 TEL 053-597-1112 TEL 053-425-1120 TEL 053-523-1112 TEL 053-585-1114 TEL 053-922-0016

⑦ 離職者で住宅にお困りの方 (P.51～県内全域で利用できる制度あり)

◎ 住居確保給付金

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 離職者等であって就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を失っている方又は失うおそれのある方（収入及び資産に関する要件あり）を対象に、賃貸住宅の家賃として住居確保給付金を給付する ・ 申請日の属する月における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計が基準額以下であることが必要 ・ 申請日における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、基準額×6（ただし、100万円を超えないものとする）であることが必要 ・ 公共職業安定所に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うことが必要（具体的には以下のとおり） <ul style="list-style-type: none"> ① 毎月2回以上、公共職業安定所の職業相談を受けること ② 毎月4回以上、浜松市生活自立相談支援センター「つながり」の面接等の支援を受けること ③ 週1回以上、求人先へ応募を行う、又は求人先の面接を受けること ・ 給付金は、家主に直接支払われる ・ 給付金の支給期間は、原則3か月（条件により最長9ヶ月） 																																
補助額等	世帯の人数によって家賃に上限額が生じます。詳細は問い合わせ先にお問い合わせください。																																
問合せ先	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">中区役所</td> <td style="width: 20%;">社会福祉課</td> <td style="width: 10%;">TEL</td> <td style="width: 50%;">053-457-2051</td> </tr> <tr> <td>東区役所</td> <td>社会福祉課</td> <td>TEL</td> <td>053-424-0173</td> </tr> <tr> <td>西区役所</td> <td>社会福祉課</td> <td>TEL</td> <td>053-597-1118</td> </tr> <tr> <td>南区役所</td> <td>社会福祉課</td> <td>TEL</td> <td>053-425-1460</td> </tr> <tr> <td>北区役所</td> <td>社会福祉課</td> <td>TEL</td> <td>053-523-3111</td> </tr> <tr> <td>浜北区役所</td> <td>社会福祉課</td> <td>TEL</td> <td>053-585-1147</td> </tr> <tr> <td>天竜区役所</td> <td>社会福祉課</td> <td>TEL</td> <td>053-922-0018</td> </tr> <tr> <td colspan="2">浜松市生活自立相談支援センター「つながり」</td> <td>TEL</td> <td>053-546-0500</td> </tr> </table>	中区役所	社会福祉課	TEL	053-457-2051	東区役所	社会福祉課	TEL	053-424-0173	西区役所	社会福祉課	TEL	053-597-1118	南区役所	社会福祉課	TEL	053-425-1460	北区役所	社会福祉課	TEL	053-523-3111	浜北区役所	社会福祉課	TEL	053-585-1147	天竜区役所	社会福祉課	TEL	053-922-0018	浜松市生活自立相談支援センター「つながり」		TEL	053-546-0500
中区役所	社会福祉課	TEL	053-457-2051																														
東区役所	社会福祉課	TEL	053-424-0173																														
西区役所	社会福祉課	TEL	053-597-1118																														
南区役所	社会福祉課	TEL	053-425-1460																														
北区役所	社会福祉課	TEL	053-523-3111																														
浜北区役所	社会福祉課	TEL	053-585-1147																														
天竜区役所	社会福祉課	TEL	053-922-0018																														
浜松市生活自立相談支援センター「つながり」		TEL	053-546-0500																														

⑧ 地震などの災害に備えたい方 (P.52～県内全域で利用できる制度あり)

◎ わが家の専門家診断事業

利用の条件	昭和56年5月31日以前に建築又は工事に着手した木造住宅
補助額等	専門家（静岡県耐震診断補強相談士）が無料で耐震診断を実施し、後日診断結果及び概算工事費の報告と補助制度の説明を行う
問合せ先	都市整備部 建築行政課 TEL 053-457-2473

◎ 木造住宅補強計画策定事業

利用の条件	昭和56年5月31日以前に建築又は工事に着手した木造住宅
補助額等	次の①と②のいずれか少ない額の2/3以内とする ① 耐震補強計画に要する経費（現地調査費、消費税含む） ② 144,000円
問合せ先	都市整備部 建築行政課 TEL 053-457-2473

◎ 木造住宅耐震補強助成事業

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昭和56年5月31日以前に建築又は工事に着手した木造住宅 ・ 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満の木造住宅で、上部構造評点が1.0以上となり、かつ0.3ポイント以上、上がる耐震補強工事 ・ 浜松市木造住宅耐震補強助成事業施工事業者に登録している事業者が施工する耐震補強工事
補助額等	<p>1敷地ごとに補助限度額30万円</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 1階の上部構造評点が0.4未満の住宅には上乗せ15万円 ※ 高齢者同居世帯の住宅等は上乗せ10万円 ※ 高齢者のみ世帯の住宅等は上乗せ20万円 ※ 耐震補強のPRに協力いただくことを条件に上乗せ15万円
問合せ先	都市整備部 建築行政課 Tel 053-457-2473

◎ 非木造住宅耐震診断事業・非木造住宅補強計画策定事業

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非木造住宅耐震診断事業については、昭和56年5月31日以前に建築された非木造住宅 ・ 非木造住宅補強計画策定事業については、次の要件を全て満たすもの <ol style="list-style-type: none"> ① 昭和56年5月31日以前に建築された非木造住宅 ② 診断の結果、I_s値が0.6又はq値1.0未満の住宅を各階I_s値0.6かつq値1.0以上となる補強計画を作成するもの ③ 耐震補強工事の実施を予定するもの
補助額等	<p>非木造住宅耐震診断補助額については、1棟ごとに耐震診断に要する経費と以下の助成基準額のいずれか少ない額の2/3以内</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一戸建ての住宅 134,000円/棟 ・ 長屋および共同住宅 <ul style="list-style-type: none"> 延べ面積1,000㎡以内の部分 3,600円/㎡ 延べ面積1,000㎡を超え2,000㎡以内の部分 1,540円/㎡ 延べ面積2,000㎡を超える部分 1,030円/㎡ <p>非木造住宅補強計画策定補助額については、1棟ごとに耐震補強計画策定に要する経費と助成基準額（延べ面積×1,850円/㎡）のいずれか少ない額の2/3以内。ただし上限1,233,000円</p>
問合せ先	都市整備部 建築行政課 Tel 053-457-2473

◎ 建築物耐震診断事業・建築物補強計画策定事業・建築物耐震補強助成事業
 ・緊急輸送道路沿道建築物耐震補強助成事業

<p>利用の条件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物耐震診断事業については、昭和56年5月31日以前に建築された建築物又はマンションであること ・ 建築物補強計画策定事業については、次の要件を全て満たすもの <ul style="list-style-type: none"> ①昭和56年5月31日以前に建築、又は工事に着手したもの ②特定既存不適格建築物(多数の者が利用する建築物)、要緊急安全確認大規模建築物のうち3号の建築物(危険物処理施設等)、通行障害建築物(緊急輸送路に限る)、又はマンションの用途、規模に該当するもの ③Is値0.6未満又はq値1.0未満のものを、各階Is値0.6かつq値1.0以上となる補強計画を作成するもの ④耐震補強工事の実施を予定するもの ・ 建築物耐震補強助成事業については、次の要件を全て満たすもの <ul style="list-style-type: none"> ①建築物補強計画策定事業の要件①②を満たすもの ②Is値0.6未満又はq値1.0未満のものを、各階Is値0.6かつq値1.0以上となる耐震補強工事を実施するもの ・ 緊急輸送道路沿道建築物耐震補強助成事業については、次の要件を全て満たすもの <ul style="list-style-type: none"> ①昭和56年5月31日以前に建築、又は工事に着手したもの(木造住宅を除く) ②倒壊した場合に緊急輸送路を閉塞するおそれのあるもの ③Is値0.6未満又はq値1.0未満のものを、各階Is値0.6かつq値1.0以上となる耐震補強工事を実施するもの
<p>補助額等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物耐震診断補助額については、1棟ごとに耐震診断に要する経費と次の助成基準額のいずれか少ない額の2/3以内 <ul style="list-style-type: none"> 延べ面積1,000㎡以内の部分 3,600円/㎡ 延べ面積1,000㎡を超え2,000㎡以内の部分 1,540円/㎡ 延べ面積2,000㎡を超える部分 1,030円/㎡ ・ 建築物補強計画策定補助額については、1棟ごとに補強計画策定に要する経費と次の助成基準額のいずれか少ない額の2/3以内。ただし、上限7,200,000円 <ul style="list-style-type: none"> 延べ面積1,000㎡以内の部分 3,000円/㎡ 延べ面積1,000㎡を超え2,000㎡以内の部分 1,800円/㎡ 延べ面積2,000㎡を超え3,000㎡以内の部分 1,200円/㎡ 延べ面積3,000㎡を超え5,000㎡以内の部分 600円/㎡ 延べ面積5,000㎡を超え10,000㎡以内の部分 360円/㎡ 延べ面積10,000㎡を超える部分 240円/㎡ ・ 建築物耐震補強工事補助額については、1棟ごとに耐震補強工事に要する経費と次の助成基準額のいずれか少ない額の23%の2/3以内 <ul style="list-style-type: none"> 免震工法で施工する場合-延べ面積×82,300円/㎡ 免震工法以外で施工する場合 <ul style="list-style-type: none"> マンション -延べ面積㎡ × 49,300円/㎡ マンション以外 -延べ面積㎡ × 50,300円/㎡ ・ 緊急輸送道路沿道建築物耐震補強補助額については、1棟ごとに耐震補強工事に要する経費と次の助成基準額のいずれか少ない額の2/3以内 <ul style="list-style-type: none"> 既存住宅(マンションを除く) -延べ面積㎡ × 33,500円/㎡ 免震工法で施工する場合 -延べ面積㎡ × 82,300円/㎡ 免震工法以外で施工する場合 <ul style="list-style-type: none"> マンション -延べ面積㎡ × 49,300円/㎡ マンション以外 -延べ面積㎡ × 50,300円/㎡
<p>問合せ先</p>	<p>都市整備部 建築行政課 TEL 053-457-2473</p>

◎ **ブロック塀等撤去改善事業**

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 撤去費については、次の要件全てを満たすもの <ul style="list-style-type: none"> ①道路等に沿っているブロック塀等であること ②道路からの高さ80cm以上かつブロック塀の場合は3段以上であること ③転倒した際に道路等に影響を及ぼすもの ④道路沿いのブロック塀等はすべて撤去するもの(ブロックは2段以下又は道路からの高さ80cm未満となるものは除く) ・ 新設費については、緊急輸送路等に沿っている「撤去費」の対象となるブロック塀等を撤去した跡地に、速やかに地震に対して安全な塀を新設するもの
補助額等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 撤去費については、撤去に要する経費と助成基準額（撤去するブロック塀等の長さ×8,900円/m）のいずれか少ない額の1/2以内。ただし、上限10万円 ・ 新設費については、新設に要する経費と助成基準額（新設塀の長さ×38,400円/m）のいずれか少ない額の1/2以内。ただし、上限25万円
問合せ先	都市整備部 建築行政課 TEL 053-457-2473

◎ **がけ地近接等危険住宅移転事業**

利用の条件	<p>次のいずれかの条件にあてはまる住宅(危険住宅)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①静岡県建築基準条例第3条で指定された災害危険区域内で、区域の指定前から建っている住宅 ②静岡県建築基準条例第10条で建築を制限している区域内に建っている住宅で、昭和29年3月24日以前に建てられたもの ③県知事が指定した土砂災害特別警戒区域内で、区域の指定前から建っている住宅 ④上記①～③の区域内に建っている住宅で、自然災害により安全上の支障が生じ、建築基準法に基づく是正勧告を受けた住宅 						
補助額等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 除去費等 1戸当り 802,000円 (限度額) ・ 建物助成費 <p>金融機関等からお金を借りた時、その利子（年利8.5%を上限として計算する）に対し、次の額を限度とする</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">移転先の土地を買う場合</td> <td style="text-align: right;">2,060,000円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">移転先の土地に盛土をするなどの造成行為をする場合</td> <td style="text-align: right;">597,000円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">移転先の住宅を建てたり購入したりする場合</td> <td style="text-align: right;">4,570,000円</td> </tr> </table>	移転先の土地を買う場合	2,060,000円	移転先の土地に盛土をするなどの造成行為をする場合	597,000円	移転先の住宅を建てたり購入したりする場合	4,570,000円
移転先の土地を買う場合	2,060,000円						
移転先の土地に盛土をするなどの造成行為をする場合	597,000円						
移転先の住宅を建てたり購入したりする場合	4,570,000円						
問合せ先	都市整備部 建築行政課 TEL 053-457-2473						

◎ 民間建築物吹付けアスベスト対策事業

利用の条件	<p>市内にある民間建築物 過去に地方公共団体等から、アスベスト分析調査又はアスベスト除却等工事に関し、それぞれ同様の補助金の交付を受けていない建築物アスベスト分析調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物石綿含有建材調査者による調査に基づき実施するものであること ・ JIS A1481-1からJIS A1481-4による建材製品中のアスベスト含有率測定方法を標準として分析するものであること <p>アスベスト除去等工事（封じ込め又は囲い込み措置も含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画の策定等を建築物石綿含有建材調査者が行うとともに、当該計画に基づく現場体制に基づき実施するものであること ・ 工事施工業者は(財)日本建築センターが審査証明した技術を有する者、若しくは特定化学物質等作業主任者又は石綿作業主任者とし、かつ「建築物等の解体等工事における石綿粉塵への暴露防止マニュアル」に従って施工できる者
補助額等	<ul style="list-style-type: none"> ・ アスベスト分析調査 経費の10/10以内、1棟25万円を限度 ・ アスベスト除去等工事 経費の2/3以内、1敷地300万円を限度
問合せ先	都市整備部 建築行政課 Tel 053-457-2473

◎ 狭い道路の拡幅整備事業

利用の条件	<p>次のすべての条件にあてはまる方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市街化区域内 ・ 一般の通行に使用される幅員1.8m以上4m未満の道路に接している敷地の道路後退部分ならびに幅員4m未満の道路が120度未満の角度で交わる敷地の角部分（隅切り用地）を寄付した方 ・ 道路拡幅のため、後退用地部分にある塀、門、生垣等を撤去する建築主又は土地所有者 隅切り奨励金については、以下にあてはまる方 ・ 規定寸法（斜辺3m）以上の隅切り用地を寄付した方
補助額等	<p>拡幅整備費の助成金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ フェンス、塀、門等の撤去費 4,000円/m ・ 樹木の撤去費 <ul style="list-style-type: none"> 高さ1.0m未満 500円/本 高さ1.0m以上2.0m未満 2,800円/本 高さ2.0m以上4.0m未満 3,700円/本 高さ4.0m以上 17,000円/本 ・ 生垣の撤去費 <ul style="list-style-type: none"> 高さ1.5m未満 2,000円/m 高さ1.5m以上2.5m未満 4,200円/m 高さ2.5m以上 6,000円/m ・ 舗装の撤去費 1,200円/m² ・ 水道メーター等の移設費 20,000円/箇所 ・ 排水ます等の移設費 8,600円/箇所 ・ 水道管、排水管、ガス管等の移設費 1,700円/m ・ 擁壁撤去費 <ul style="list-style-type: none"> 高さ0.5m以上1.0m未満 4,000円/m 高さ1.0m以上1.5m未満 7,000円/m 高さ1.5m以上2.0m未満 11,000円/m 高さ2.0m以上 16,000円/m ・ 擁壁新設費 <ul style="list-style-type: none"> 高さ0.5m以上1.0m未満 10,000円/m 高さ1.0m以上1.5m未満 15,000円/m 高さ1.5m以上2.0m未満 24,000円/m 高さ2.0m以上 36,000円/m <p>隅切り奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 斜辺3mの隅切り面積に、各町丁別及び地目別に設定した土地単価を乗じた金額
問合せ先	都市整備部 建築行政課 Tel 053-457-2474

◎ 浜松市 耐震シェルター整備事業

利用の条件	次のすべての条件に当てはまる住宅 ①昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅 ②居住の用に供している地階を除く階数が2以下の住宅で、1階に耐震シェルターを設置するもの ③1階の上部構造評点が1.0未満である住宅 ④木造住宅耐震補強助成事業による補助を受けていない住宅
補助額等	・耐震シェルター本体及びその設置に要する経費の1/2以内の額 一般世帯125,000円を限度、高齢者等居住世帯250,000円を限度
問合せ先	都市整備部 建築行政課 TEL 053-457-2473

磐田市の制度

① 住宅を新築・購入したい方（P.43～県内全域で利用できる制度あり）

◎ 磐田市勤労者住宅建設資金貸付制度 リフォームにも利用可

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内に自己の住宅を新築、増改築、購入、宅地購入する勤労者の方 ・ 住宅の床面積70～280㎡以下 ・ 宅地購入330㎡以下で5年以内に住宅を建設
融資限度額	1,000万円
融資利率等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 0.75%（5年返済） ・ 0.85%（当初10年間、11年目以降は労金の金利）
返済期間	5～30年
申込窓口	労働金庫磐田支店 TEL 0538-34-7111
問合せ先	産業部 商工観光課 TEL 0538-37-4819

③ 空き家、移住・定住に関する助成制度

◎ 磐田市中古住宅リフォーム事業費補助金

利用の条件	<p>次のすべてを満たしリフォームしていること</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 市内にある新築から15年経過した、建築基準法及びその他の関係法令の基準を満たしている建物（耐震性能を有していない建物は、耐震補強工事と同時に実施することで対象とする） ② 居住者がいない、または3ヶ月以内に居住しなくなる予定の建物 ③ 引き渡し日から3ヶ月以内の建物 ④ 申請者を含む2名以上の世帯で、中古住宅を購入契約した方 ⑤ 入居者全員に市税の滞納がないこと ⑥ 居住地域の自治会に加入すること ⑦ 購入者が対象住宅に5年間は居住すること
補助額等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次のいずれか少ない額で、上限が100万円 ① リフォーム工事費の50%に相当する額 ② 補助基準額により算定した額
問合せ先	建設部 建築住宅課 TEL 0538-37-4851

④ 設備を充実させたい方（P.49～県内全域で利用できる制度あり）

◎ 新エネルギー及び省エネルギー設備普及促進奨励金

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 磐田市内に自ら居住する方が、その所有する住宅に新エネルギー及び省エネルギー設備を導入していること ・ 市税を滞納していないこと ① 住宅用太陽光発電システム ② 家庭用蓄電池 ③ 住宅用太陽熱利用システム ④ 家庭用コージェネレーションシステム付給湯器（エコイル・エネアーム）
補助額等	<ul style="list-style-type: none"> ①② 一律20,000円分 ③④ 一律10,000円分 <p>1世帯それぞれ1基が限度・予算の範囲内で奨励金を助成します</p>
問合せ先	環境水道部 環境課 TEL 0538-37-4874

◎ 磐田市浄化槽設置事業費補助金

利用の条件	公共下水道の整備予定区域以外、農業集落排水事業の実施区域以外の区域で、合併処理浄化槽を設置する方、又は単独処理浄化槽や汲み取り便所から合併処理浄化槽に設置替えする方
補助額等	5人槽から10人槽まで 1基につき限度額332,000円
問合せ先	環境水道部 下水道課 TEL 0538-58-3282

◎ 磐田市水洗便所等改造資金融資あっ旋と利子補給制度

利用の条件	下水道処理区域内で、供用開始の日から3年以内に便所等を改造し、公共下水道につなげるための排水設備工事をする方（家屋の新築は対象外）
融資限度額	1工事当たり100万円以内
融資利率等	4月1日現在の長期プライムレートの利率 平成30年度は、利率1.00%の利子全額を市が負担
返済期間	36か月以内
問合せ先	環境水道部 下水道課 TEL 0538-58-3281

⑥ 高齢者や障害のある方（P.50～県内全域で利用できる制度あり）

◎ 居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給

利用の条件	51ページ掲載の介護保険の住宅改修と同じ
補助額等	
問合せ先	健康福祉部 福祉課介護保険室 TEL 0538-37-4869

◎ 日常生活給付等事業

利用の条件	① 障害者 (1) 視覚障害2級以上若しくは下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する方で、障害等級3級以上（特殊便器への取替えの場合は上肢障害2級以上）の方 (2) (1)と同程度の障害を有する難病患者又は関節リウマチ患者 ② 障害児 (1) 視覚障害2級以上若しくは下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する障害児で、障害等級3級以上（特殊便器への取替えの場合は上肢障害2級以上の方）の原則として学齢児以上の方 (2) (1)と同程度の障害を有する難病患者又は関節リウマチ患者
補助額等	障害者・障害児：改造費の95%（限度額19万円） 【支援給付受給世帯：改造費の100%（限度額20万円）】 難病疾患患者等：改造費の95%（限度額19万円）
問合せ先	健康福祉部 福祉課障害福祉グループ TEL 0538-37-4919

◎ 磐田市家庭内家具固定推進事業奨励金

利用の条件	① 市内全世帯対象 ② 要配慮者世帯 高齢者(65歳以上)のみの世帯 身体障害者手帳(1、2級)該当者のいる世帯 療育手帳(A)該当者のいる世帯 介護認定(要支援1以上)該当者のいる世帯 ③ ひとり親家庭世帯
補助額等	一般世帯は、1世帯あたり3棟までの家具を1棟につき2,000円の自己負担で固定。要配慮者世帯・ひとり親家庭世帯は、1世帯あたり3棟までの家具を無料で固定。なお、一般世帯・要配慮者世帯・ひとり親家庭世帯ともに3棟を超える分については、1棟あたり4,000円の自己負担で固定する。
問合せ先	自治市民部 地域づくり応援課 TEL 0538-37-4751

⑦ 離職者で住宅にお困りの方(P.51～県内全域で利用できる制度あり)

◎ 住居確保給付金

利用の条件	次の①～⑧のいずれにも該当する方 ① 離職等により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれのある者であること ② 申請日において、65歳未満であって、かつ、離職等の日から2年以内であること ③ 離職等の日において、その属する世帯の生計を主として維持していたこと ④ 申請日の属する月における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入合計額が基準額(市町村民税均等割が非課税となる者の収入額の1/12)に家賃額を合算した額以下であること ⑤ 申請日における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が基準額以下であること ⑥ 公共職業安定所に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと ⑦ 国の雇用施策による給付又は地方自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと ⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと
補助額等	世帯数や住宅の床面積によって家賃に上限額が生じます。詳細は問い合わせ先にお問い合わせください。
問合せ先	健康福祉部 福祉課生活支援グループ TEL 0538-37-4797

⑧ 地震などの災害に備えたい方(P.52～県内全域で利用できる制度あり)

◎ わが家の専門家診断事業

利用の条件	昭和56年5月31日以前に建築(着工)された木造住宅
補助額等	専門家(静岡県耐震診断補強相談士)による無料の耐震診断を実施
問合せ先	建設部 建築住宅課 TEL 0538-37-4899

◎ 木造住宅補強計画策定事業

利用の条件	昭和56年5月31日以前に建築（着工）された木造住宅で、耐震診断による総合評点が1.0未満のものを1.0以上かつ0.3ポイント以上向上させる耐震補強計画作成
補助額等	「わが家の専門家診断」を行った住宅 14.4万円（補助額上限9.6万円） 「わが家の専門家診断」を受けていない住宅 15.4万円（補助額上限10.2万円） ただし、高齢者等世帯は基準額まで自己負担がありません
問合せ先	建設部 建築住宅課 TEL 0538-37-4899

◎ 木造住宅耐震補強工事助成事業

利用の条件	昭和56年5月31日以前に建築（着工）された木造住宅で、耐震診断による総合評点が1.0未満のものを1.0以上かつ0.3ポイント以上向上させる耐震補強工事
補助額等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般世帯30万円 ①身体障害者②子供2人以上③耐震評点0.5未満 いずれか該当 45万円 ・ ①または②かつ③に該当 60万円（経費の1/2以内） 高齢者等世帯 50万円 ④重度障害者等⑤耐震評点0.5未満 いずれか該当 65万円 ・ ④かつ⑤に該当 80万円（経費の1/2以内） 平成29年度～平成32年度、耐震化促進のPRに協力した場合、上記金額に15万円を上乗せ
問合せ先	建設部 建築住宅課 TEL 0538-37-4899

◎ 木造住宅除却工事助成事業

利用の条件	昭和56年5月31日以前に建築（着工）された木造住宅で、耐震診断による総合評点が1.0未満の住宅を解体する場合
補助額等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 解体工事に係る経費の23%に相当する額で限度額は 高齢者等世帯又は子育て等世帯 50万円 その他の世帯 30万円 ・ 期間限定：平成29年度～平成31年度（3年間）
問合せ先	建設部 建築住宅課 TEL 0538-37-4899

◎ 木造住宅耐震シェルター整備事業

利用の条件	昭和56年5月31日以前に建築（着工）された木造住宅で、耐震診断による総合評点が1.0未満の住宅に耐震シェルターを設置する場合
補助額等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震シェルター設置に係る経費の1/2以内で限度額は 高齢者世帯等 25万円 その他の世帯 15万円 ・ 期間限定：平成29年度～平成31年度（3年間）
問合せ先	建設部 建築住宅課 TEL 0538-37-4899

◎ 建築物耐震診断事業

利用の条件	昭和56年5月31日以前に建築（着工）された建築物の耐震精密診断
補助額等	当該事業に要する経費と別に定める基準額とを比較していずれか少ない額の2/3以内で限度額は 既存住宅 13万円 既存建築物 100万円
問合せ先	建設部 建築住宅課 TEL 0538-37-4899

掛川市の制度

① 住宅を新築・購入したい方（P.43～県内全域で利用できる制度あり）

◎ 掛川市勤労者住宅建設等資金貸付制度 リフォームにも利用可

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> 勤労者で、市内に自ら居住するために、住宅の新築（建売住宅及び中古住宅の購入を含む。）、増改築、宅地購入する方で、同一事業所に1年以上勤めている方 市税完納者 住宅の床面積40㎡以上 宅地購入400㎡以下で5年以内に建築
融資限度額	500万円
融資利率等	<ul style="list-style-type: none"> 0.65%（5年返済） 0.75%（10年以上返済の当初10年間、11年目以降は労金の金利） ＊4月・10月の年2回金利見直しあり
返済期間	5・10・15・20・25・30・35・40年の8種類
申込窓口	労働金庫掛川支店 TEL 0537-24-5111
問合せ先	環境経済部 産業労働政策課 TEL 0537-21-1125

④ 設備を充実させたい方（P.49～県内全域で利用できる制度あり）

◎ 新エネルギー機器等設置支援制度

利用の条件	市内に居住する方、居住する予定の方の住宅に新エネルギー機器等を設置する場合 ①太陽光発電施設 ②家庭用リチウムイオン蓄電施設 ③木質燃料暖房機器 ④HEMS ⑤太陽熱温水器
補助額等	①②一基当たり設置事業費の1/2以内（限度額6万円） ③一基当たり設置事業費の1/2以内（限度額5万円） ④⑤一基当たり設置事業費の1/2以内（限度額2万円） ※掛川市はパートナーシップ買物券で支給
申込窓口	掛川商工会議所 TEL 0537-22-5151 掛川みなみ商工会 TEL 0537-72-2701 掛川みなみ商工会大須賀支所 TEL 0537-48-2262
問合せ先	環境経済部 環境政策課 TEL 0537-21-1218 環境経済部 産業労働政策課 TEL 0537-21-1124

◎ 掛川市浄化槽設置費補助金制度

利用の条件	補助対象区域内で、住宅等に10人槽以下の合併処理浄化槽を設置する方（確認申請・浄化槽設置届をしていない方、販売目的で住宅等を建築する方、住宅等を借りている方で賃貸人の承諾が得られない方は除く。） ※詳細は掛川市公式ホームページをご覧ください。
補助額等	・新築、増改築、汲み取り便所の水洗化に伴う設置 5人槽 33万2千円、7人槽 41万4千円、10人槽 54万8千円 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への設置替え 5人槽 44万2千円、7人槽 51万3千円、10人槽 64万7千円 ・集団による単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への設置替え 5人槽 66万6千円、7人槽 76万9千円、10人槽 97万2千円
問合せ先	上下水道部 下水道課 Tel 0537-21-1170

◎ 浄化槽雨水貯留施設転用費補助金制度

利用の条件	下水道等に接続することにより不要となる浄化槽を、雨水貯留施設として再利用する方
補助額等	1件につき改造工事費の1/2（限度額75,000円）
問合せ先	上下水道部 下水道課 Tel 0537-21-1170

◎ 宅内排水設備工事資金融資あっ旋及び利子補給制度

利用の条件	公共下水道整備区域内等で、汲み取り便所を水洗便所に改造する工事及び浄化槽を廃止して下水道等に接続する排水設備工事をする方
融資限度額	5万円以上100万円以下
融資利率等	個人負担は1%とし、融資利率の残りを市が利子補給する。 ただし、利子補給限度は3%以内
返済期間	48ヶ月以内
問合せ先	上下水道部 下水道課 Tel 0537-21-1170

⑤ 子育て世代の方

◎ ゆったり子育て三世代同居応援事業

利用の条件	・新たに三世代同居を開始するために住宅の新築、増改築、購入を行った場合、その費用の一部をパートナーシップ買物券で助成（以下の条件をすべて満たす世帯）。 ①平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に、親と子と孫を基本とする三世代が新たに同居を開始すること（二世帯住宅、敷地内同居可）。 ※住民票異動のない引越は対象外。 ※過去1年以内に同一世帯員による同居の実績がないこと。 ②三世代同居開始後、6ヶ月以上同居の状態が続くこと。 ③三世代同居のための住宅の新築、増改築、購入をすること。ただし、工事完了後、又は購入後3ヶ月以内に同居を開始すること。 ※30万円以上の事業のみ助成対象とする。住宅購入の場合は住宅のみの価格とする（土地代を除く）。 ④孫世代のうち1人以上が、三世代同居を6ヶ月経過した時点で小学生以下であること。 ⑤市税や保育料、給食費に滞納がない世帯であること。 ※詳細は掛川市公式ホームページをご覧ください。
補助額等	対象事業費の1/2（最大30万円）
問合せ先	こども希望部 こども政策課 Tel 0537-21-1211

◎ 子育て世代向け住宅認定制度

利用の条件	住宅（建築設備を含む）の新築、増築、改築、修繕、模様替又は購入（土地代を除く）を行った方で下記の要件を満たす方 ①戸建住宅において、昭和56年6月1日以降に建築又は耐震補強済の物件で、掛川市子育て世代向け住宅認定基準（詳細は掛川市ホームページをご覧ください）に適合し、掛川市子育て世代向け住宅として認定を受けていること ②16歳未満の子どもが同居している世帯であること
補助額等	対象事業費の1/2（上限10万円） ※パートナーシップ買物券で支給
問合せ先	都市建設部 都市政策課 TEL 0537-21-1152

⑥ 高齢者や障害のある方（P.50～県内全域で利用できる制度あり）

◎ 居宅介護（介護予防）住宅改修費支給制度

利用の条件	51ページ掲載の介護保険の住宅改修と同じ
補助額等	
問合せ先	健康福祉部 健康長寿課 TEL 0537-21-1196

◎ 日常生活用具給付等事業

（地域生活支援事業－日常生活用具給付等事業－居宅生活動作補助用具）

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい（移動機能障がいに限る）の方で、身体障害者手帳の交付を受けた障がいの程度が3級以上の方 ・ 視覚障がいの方で、身体障害者手帳の交付を受けた障がいの程度が2級以上の方 ・ 上記の障がいと同程度の状態にある難病患者等。 ・ 障がい者の移動等を円滑にする用具を購入し、設置に小規模な住宅改修を伴うもの
補助額等	用具の購入費及び改修工事費の95%（限度額20万円）
問合せ先	健康福祉部 福祉課 TEL 0537-21-1139

◎ 家庭内設置物転倒防止事業

利用の条件	① 高齢者世帯（65歳以上の方で構成された世帯）、障がい者世帯・母子世帯の方（18歳以上65歳未満の世帯員が同居する世帯を除く。）、65歳以上の方と18歳未満の未就業者のみの世帯 ② 上記以外の一般世帯
補助額等	① 家具等5か所まで無償で固定作業を実施 ② 家具等5か所まで半額負担（上限9,000円）で固定作業を実施
問合せ先	危機管理部 危機管理課 TEL 0537-21-1131

⑦ 離職者で住宅にお困りの方（P.51～県内全域で利用できる制度あり）

◎ 住居確保給付金

利用の条件	51ページ掲載の住居確保給付金と同じ
補助額等	世帯数や住宅の床面積によって家賃に上限額が生じます。詳細は下記にお問い合わせください。
問合せ先	健康福祉部 福祉課 TEL 0537-21-1140

⑧ 地震などの災害に備えたい方（P.52～県内全域で利用できる制度あり）

◎ わが家の専門家診断事業

利用の条件	昭和56年5月31日以前に建築された既存木造住宅
補助額等	専門家（静岡県耐震診断補強相談士）による無料の耐震診断を実施
問合せ先	都市建設部 都市政策課 TEL 0537-21-1152

◎ 掛川市既存建築物耐震性向上事業

利用の条件	耐震診断の評点が1.0未満のものを0.3以上上げ、かつ1.0以上とする耐震補強計画の策定に要する経費（昭和56年以前に建築された在来工法の木造住宅の所有者又は居住者が行うものに限る。）
補助額等	当該事業に要する経費と14万4千円とを比較していずれか少ない額
問合せ先	都市建設部 都市政策課 TEL 0537-21-1152

◎ 掛川市木造住宅耐震補強工事補助事業

利用の条件	耐震診断の評点が1.0未満のものを0.3以上上げ、かつ1.0以上とする耐震補強計画に基づいた工事に要する経費（昭和56年以前に建築された在来工法の木造住宅で所有者又は居住者が行うものに限る。）
補助額等	1棟ごとに、当該事業に要する経費と65万円とを比較していずれか少ない額。（65歳以上のみ居住する住宅、1・2級の障害者手帳を持つもの、介護保険法による要介護者又は要支援者が居住する住宅等は95万円まで。）
問合せ先	都市建設部 都市政策課 TEL 0537-21-1152

◎ 掛川市ブロック塀等耐震改修促進事業

利用の条件	① 撤去事業 市内全域 ② 改善事業 緊急輸送路、避難地又は避難路等に面するブロック塀等
補助額等	① 撤去事業 「撤去工事費」と「撤去する塀の長さ×8,900円/m」を比較し少ない額の1/2（限度額10万円） ② 改善事業 「改善工事費」と「改善する塀の長さ×38,400円/m」を比較し少ない額の1/2（限度額25万円）
問合せ先	都市建設部 都市政策課 TEL 0537-21-1152

◎ 民間建築物吹付けアスベスト対策事業

利用の条件	① 含有調査 施工されている吹付け建材について、アスベスト含有の恐れがあるものの含有調査 ② 除去等工事 吹付けアスベスト・吹付けロックウール（アスベスト0.1%超含有のものに限る）の除去・囲い込み・封じ込め等の飛散対策工事
補助額等	① 上限：25万円/棟 ② 除去等工事にかかる事業費の1/3（上限：60万円/敷地）
問合せ先	都市建設部 都市政策課 TEL 0537-21-1152

◎ 掛川市既存建築物耐震診断事業

利用の条件	静岡県地震対策推進条例第15条第1項の既存建築物（公の機関が所有するもの及び既存木造住宅を除く）の耐震診断を実施する所有者、居住者又は使用者（昭和56年以前に建築されたものに限る。）
補助額等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一戸建て住宅 当該事業に要する経費と13万4千円とを比較していずれか少ない額の2/3以内 ・ 一戸建て住宅以外 <ul style="list-style-type: none"> ・ 延床面積1,000㎡以下の部分 事業に要する経費と延床面積×2,060円を比較しいずれか少ない額の2/3以内(限度額200万円) ・ 延床面積1,000㎡を超え2,000㎡以下の部分 事業に要する経費と延床面積×1,540円を比較しいずれか少ない額の2/3以内(限度額200万円) ・ 延床面積2,000㎡を超える部分 事業に要する経費と延床面積×1,030円を比較しいずれか少ない額の2/3以内(限度額200万円)
問合せ先	都市建設部 都市政策課 Tel 0537-21-1152

◎ がけ地近接危険住宅移転事業

利用の条件	<p>次のいずれかの条件にあてはまる住宅の移転等</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 静岡県建築基準条例第3条で指定された災害危険区域内にあり、急傾斜地崩壊危険区域整備など他補助事業の対象とならない住宅 ② 静岡県建築基準条例第10条に基づく、建築を制限している区域内にあり、昭和29年3月31日以前に建設された住宅 ③ 県知事が指定した土砂災害特別警戒区域にある既存不適格住宅 ④ 上記①～③の区域内にあり、建築後の大規模地震、台風等により安全上の支障が生じ、市長が是正勧告等を行った住宅
補助額等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物除去費補助 80万2千円 ・ 敷地造成費補助 59万7千円 ・ 建物建設費補助 457万円 ・ 土地取得費補助 206万円
問合せ先	都市建設部 都市政策課 Tel 0537-21-1152

◎ 住宅用防災施設等設置事業費補助金

<p>利用の条件</p>	<p>① 防災ベッド設置事業 防災ベッド（昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅で耐震診断による評点が1.0未満の住宅に設置するベッド（静岡県工業技術研究所が開発したものに限る。）をいう。）の設置に要する経費</p> <p>② 防災ベッドフレーム設置事業 防災ベッドのフレーム（重度身体障がい者が所属する世帯が居住する住宅に設置する防災ベッドのフレーム（静岡県工業技術研究所が開発したものに限る。）をいう。）の設置に要する経費</p> <p>③ 耐震シェルター設置事業 耐震シェルター（昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅で耐震診断による評点が1.0未満の住宅（すべての居住者が65歳以上の住宅に限る。）に設置する耐震シェルターをいう。）の設置に要する経費</p> <p>④ 感震ブレーカー設置事業 感震ブレーカー（（一社）日本配線システム工業会が定める感震機能付住宅用分電盤の規格に該当するもの、又は（一社）日本消防設備安全センターの認証を有するものをいう。）の設置に要する経費</p> <p>雨水貯留設備設置事業</p> <p>⑤ 市内に居住する方、居住する予定の方の住宅が雨水貯留施設を設置する場合（ただし、公共下水道等への接続等に伴い浄化槽を雨水貯留槽に転用するものを除く。）</p>
<p>補助額等</p>	<p>① 防災ベッド設置事業 当該事業に要する経費以内とし、20万円（1世帯1台限りとする。）を限度とする</p> <p>② 防災ベッドフレーム設置事業 当該事業に要する経費以内とし、30万円（1世帯1台限りとする。）を限度とする</p> <p>③ 耐震シェルター設置事業 当該事業に要する経費以内とし、20万円（1世帯1台限りとする。）を限度とする</p> <p>④ 感震ブレーカー設置事業 当該事業に要する経費の3分の2以内とし、15千円（1世帯1台限りとする。）を限度とする（※新築住宅の場合は、1万円）</p> <p>⑤ 雨水貯留設備設置事業 当該事業に要する経費の2分の1以内とし、5千円（1世帯1台限りとする。）を限度とする</p>
<p>問合せ先</p>	<p>危機管理部 危機管理課 TEL 0537-21-1131</p>

⑩ 山村地域に定住する方

◎ 山村定住資金（リフォーム）

利用の条件	山村地域に居住するおおむね20～40歳の者又は後継者を有する世帯主で、住宅の居室・浴室・便所等の改善をする方 ただし次に掲げる方は除く ・年間所得500万円以上の方 ・法人組織の方 ・従業員を常時5人以上雇用する方
融資限度額	500万円
融資利率等	貸付利率1.3%（平成30年4月1日現在） （基準金利1.6%から県が0.3%利子補給する）
返済期間	15年（据置期間7年）
申込窓口	農業協同組合、静岡銀行、清水銀行、静岡中央銀行、 富士宮信用金庫、富士信用金庫、沼津信用金庫、磐田信用金庫
問合せ先	静岡県経済産業部農業ビジネス課 Tel 054-221-2629

袋井市の制度

① 住宅を新築・購入したい方（P.43～県内全域で利用できる制度あり）

◎ 袋井市勤労者住宅建設資金利子補給制度（リフォームにも利用できます）

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> 静岡県労働金庫から資金を借り入れて、市内に自ら居住する住宅を新築、購入（建売・中古）、増改築、宅地購入する勤労者の方 床面積70㎡～280㎡の住宅の新築・増改築 敷地面積400㎡以下の住宅（建売・中古）の購入 敷地面積400㎡以下の宅地購入（5年以内に建築）
融資限度額	500万円
融資利率等	年0.6%利子補給（当初10年間）
返済期間	10年以上
申込窓口	労働金庫袋井支店 TEL 0538-43-4649
問合せ先	産業環境部 産業政策課 TEL 0538-44-3136

④ 設備を充実させたい方（P.49～県内全域で利用できる制度あり）

◎ 袋井市新エネルギー機器導入促進奨励金

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電システム（余剰電力買取制度の場合のみ対象）、家庭用蓄電池（太陽光発電システムと同時設置、または既に設置済みであること）、HEMS、太陽熱利用システム・太陽熱温水器、及び家庭用コージェネレーションシステム（エネファーム、エコウィル）設置の方
補助額等	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電 ⇒ 太陽光電池モジュールの最大出力1kW当たり1.5万円上限6万円 家庭用蓄電池 ⇒ 導入額の1/2で上限6万円 HEMS ⇒ 導入額の1/2で上限2万円 太陽熱利用システム・太陽熱温水器 ⇒ 導入額の1/2で上限3万円 家庭用コージェネレーションシステム（エネファーム、エコウィル） ⇒ 導入額の1/2で上限6万円
問合せ先	産業環境部 環境政策課 TEL 0538-44-3135

◎ 生垣づくり補助金制度

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> 住宅、事業所用地の周囲に、新たに生垣をつくる方 延長3m以上、樹木の高さ80cm以上、1m当たり2本以上（50cm間隔程度）のもの
補助額等	苗木購入費の1/2以内（限度額5万円）
申込窓口	都市建設部 都市整備課 TEL 0538-44-3165
問合せ先	都市建設部 都市整備課 TEL 0538-44-3165

◎ 袋井市浄化槽設置事業費補助金

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> 公共下水道事業計画区域及び農業集落排水事業の実施区域外に浄化槽を設置する方 一般住宅、店舗併用住宅（住宅部分面積1/2以上）に設置する10人槽以下の浄化槽
補助額等	<ul style="list-style-type: none"> 補助額は浄化槽の設置に要する費用に相当する額とし、次に掲げる人槽区分に応じ、それぞれ掲げる額を限度額とする。ただし、その額の1,000円未満は切捨てとする ① 建物の新築・増築を伴う場合 <ul style="list-style-type: none"> 上限 5人槽 32万5千円 6人槽以上7人槽以下 40万3千円 8人槽以上10人槽以下 53万5千円 ② みなし浄化槽・くみ取り便槽から付け替える場合 <ul style="list-style-type: none"> 上限 5人槽 67万円 6人槽以上7人槽以下 83万円 8人槽以上10人槽以下 110万円
問合せ先	都市建設部 下水道課 TEL 0538-23-9219

◎ 袋井市浄化槽雨水貯留施設転用工事費補助金制度

利用の条件	袋井市宅内排水設備工事（下水道等に接続する工事）により不要となる浄化槽を雨水貯留施設に転用する方
補助額等	1件について転用工事費の1/2以内とし、8万円を限度とする
問合せ先	都市建設部 下水道課 TEL 0538-23-9219

◎ 袋井市特定集団推進地域浄化槽設置事業費補助金

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> 公共下水道全体計画区域及び農業集落排水事業の区域を除く区域で、同一年度内に1つの自治会、又は同一河川の流域内の隣接する自治会内において5人以上で浄化槽設置事業を行う方（ただし、当該事業に浄化槽の付け替えを行う方が1人以上を含む）
補助額等	<ul style="list-style-type: none"> 補助額は、浄化槽の設置に要する費用に相当する額とし、次に掲げる人槽区分に応じ、それぞれ掲げる額を限度額とする。ただし、その額の1,000円未満は切捨てとする ① 建物の新築・増築を伴う場合 <ul style="list-style-type: none"> 上限 5人槽以上10人槽以下 10万円 ② みなし浄化槽・くみ取り便槽から付け替える場合 <ul style="list-style-type: none"> 上限 5人槽 9万円 6人槽以上7人槽以下 11万円 8人槽以上10人槽以下 13万円
問合せ先	都市建設部 下水道課 TEL 0538-23-9219

◎ 袋井市宅内排水設備工事資金融資あっせん及び利子補給制度

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> 市が指定した金融機関で融資を受けて生活排水を下水道に接続させる工事を行う方 当該建物のある区域が処理区域として公示されてから1年以内に工事が完了する方 融資額が5万円以上100万円以内で元利均等による月賦償還（繰上償還可）をすること 返済期間は、50万円以下は3年以内、50万円を超える場合は5年以内とする
融資利率等	貸付日の属する年度の4月1日における長期プライムレートの金利1/2を利子補給
問合せ先	都市建設部 下水道課 TEL 0538-23-9219

⑥ 高齢者や障害のある方（P.50～県内全域で利用できる制度あり）

◎ 袋井市居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給

利用の条件	51ページ掲載の介護保険の住宅改修と同じ
補助額等	
問合せ先	市民生活部 市民課 TEL 0538-44-3152

◎ 袋井市障害者(児)等住宅改修費助成

利用の条件	<p>①（身体障害者手帳2級以上）視覚障害者又は上肢機能障害者（ただし上肢機能障害者は特殊便器への取替えをする場合のみ）。 （身体障害者手帳3級以上）下肢機能障害、体幹機能障害又は乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する学齢期以上の者 （難病患者等）下肢又は体幹機能に障害がある方（ただし、医師の診断書又は意見書等で継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける難病等による障害と確認できる者のみ）</p> <p>② 市民税所得割の額が46万円を超える者がいない世帯に属する方</p> <p>③ 介護保険法による適用を受けられる方又は受けた方は対象外</p>
補助額等	<p>①(住宅改修の範囲)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手すりの取付け ・段差の解消 ・滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ・引き戸等への扉の取替え ・洋式便器等への便器の取替え <p>② 自己負担金 1割（限度額20万円） 原則1回</p>
問合せ先	市民生活部 しあわせ推進課 TEL 0538-44-3114

◎ 袋井市重度身体障害者住宅改造費助成

利用の条件	<p>① 身体障害者手帳の交付を受けた下肢障害者、体幹障害者又は視覚障害者で、障害の程度が1級又は2級の方</p> <p>② 前号の障害のため、その者に適するように住宅を改造する必要がある方</p> <p>③ 前年分の所得税額12万円以下の世帯に属する方</p>
補助額等	<p>① 介護保険法（平成9年法律第123号）第40条第4号及び第52条第4号に基づく住宅改修費の給付を受けることができる者は、57万円を限度とする</p> <p>② 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第2項に基づく重度身体障害者に対する日常生活用具の給付及び貸与について（平成12年障第267号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知）の重度身体障害者日常生活用具給付等実施要綱に定める住宅改修費給付を受けることができる者は、55万円を限度とする</p> <p>③ 前2号以外の者は、75万円を限度とする</p>
補助率等	助成対象費用の3/4
問合せ先	市民生活部 しあわせ推進課 TEL 0538-44-3114

⑦ 離職者で住宅にお困りの方（P.51～県内全域で利用できる制度あり）

◎ 住居確保給付金

利用の条件	51ページ掲載の住居確保給付金と同じ
補助額等	補助額については家賃や世帯人数によって異なります。詳細は下記問い合わせ先にご確認ください。
問合せ先	市民生活部 しあわせ推進課 TEL 0538-44-3119

⑧ 地震などの災害に備えたい方（P.52～県内全域で利用できる制度あり）

◎ わが家の専門家診断事業

利用の条件	昭和56年5月31日以前に建築された既存木造住宅
補助額等	専門家（静岡県耐震診断補強相談士）による無料の耐震診断を実施
問合せ先	都市建設部 都市計画課 TEL 0538-44-3123

◎ 袋井市既存建築物耐震性向上事業

利用の条件	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅（在来軸組工法）の所有者が行う耐震補強計画の策定に要する経費
補助額等	① 図面ありの場合 1棟ごとに、当該事業に要する経費と14万4千円を比較していずれか少ない額 ② 図面なしの場合 1棟ごとに、当該事業に要する経費と25万9千円を比較していずれか少ない額
問合せ先	都市建設部 都市計画課 TEL 0538-44-3123

◎ 袋井市木造住宅耐震補強助成事業

利用の条件	昭和56年5月以前に建築された木造住宅（在来軸組工法）の所有者が行う耐震補強工事（耐震診断の評点が1.0未満のものを0.3以上上げ、かつ1.0以上とする耐震補強計画に基づく工事）に要する経費 平成31年3月末まで適用条件を満たすことにより補助限度額を拡充
補助額等	1棟ごとに、当該事業に要する経費と60万円（拡充後75万円）を比較していずれか少ない額〔高齢者世帯等の場合は80万円（拡充後95万円）〕
問合せ先	都市建設部 都市計画課 TEL 0538-44-3123

◎ 袋井市ブロック塀等耐震改修促進事業

利用の条件	① 撤去事業 市内全域 ② 改善事業 津波避難困難地域（国道150号から南側の地域）及び地震対策推進条例第17条第5項の緊急輸送路、避難路等に面する区域
補助額等	① 撤去事業 ブロック塀等の撤去費の1/2以内（上限：20万円） ※改善事業の対象地域は撤去費の10/10（上限：40万円） ② 改善事業 フェンス等への改善費の1/2以内（上限：25万円）
問合せ先	都市建設部 都市計画課 TEL 0538-44-3123

◎ 袋井市既存建築物耐震診断事業

利用の条件	静岡県地震対策推進条例第15条第1項の既存建築物（既存木造住宅を除く）の耐震診断を実施する所有者（昭和56年5月以前に建築されたものに限る）
補助額等	木造住宅以外の建物 事業に要する経費と延べ床面積×1,000円を比較し、いずれか少ない額の2/3以内
問合せ先	都市建設部 都市計画課 TEL 0538-44-3123

◎ かけ地近接危険住宅移転事業

利用の条件	次のいずれかの条件にあてはまる住宅 ①静岡県建築基準条例第3条で指定された災害危険区域内に建っている住宅 ②静岡県建築基準条例第10条に基づく、建築を制限している区域内に建っている住宅で、昭和29年3月31日以前に建てられたもの ③県知事が指定した土砂災害特別警戒区域に建っている住宅 ④上記①、②、③の区域内に建っている住宅で、自然災害により安全上の支障が生じ、建築基準法に基づく是正勧告を受けた住宅
補助額等	建物除却費補助 78万円 (除却費用に対する一部補助) 敷地造成費補助 58万円 (借入金利子に対する一部補助) 土地取得費補助 206万円 (") 建物建設費補助 444万円 (")
問合せ先	都市建設部 都市計画課 TEL 0538-44-3123

◎ 家庭内家具等転倒防止器具給付事業

利用の条件	袋井市の住民基本台帳に記録されている世帯で、かつ、居住している世帯の方
補助額等	1世帯あたり6台分までの市が指定する家具等転倒防止器具を現物給付する ただし、2,000円を超える家具等転倒防止器具の費用は、給付を受けようとする者の負担とする
問合せ先	総務部 危機管理課 TEL 0538-44-3108

◎ 家庭内家具等転倒防止器具取付支援事業

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> 家具等転倒防止器具給付を受けた世帯で、自ら転倒防止器具を取り付けることが困難な世帯の方 (賃貸住宅の場合は家主の了承が必要) 取付支援対象家具等は住宅の中にあるタンス、食器棚、テーブル、冷蔵庫、テレビなど地震発生時に転倒の危険性があり、固定できるものに限る 給付を受けた転倒防止器具を10年度の間で、1世帯につき2台から6台まで、市が委託した事業者 (大工) が取付する
補助額等	事業費のうち6分の5を市が負担し、残りの6分の1を申請者が負担する 申請者の負担額は次のとおり 2台取付 1,600円 (事業費 10,000円) 3台取付 2,500円 (事業費 15,000円) 4台取付 3,300円 (事業費 20,000円) 5台取付 4,100円 (事業費 25,000円) 6台取付 5,000円 (事業費 30,000円) ※ただし、次に該当する世帯については、上記取付費用を市が全額負担する ① 満70歳以上の者のみで構成されている世帯 ② 要介護度3以上の認定を受けている者が属する世帯 ③ 1級又は2級の身体障害者手帳の交付を受けている者が属する世帯 ④ 1級又は2級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が属する世帯 ⑤ A1、A2及びA3の療育手帳の交付を受けている者が属する世帯 ⑥ 袋井市災害時要援護者避難支援計画 (個別計画) 作成に同意した者が属する世帯
問合せ先	総務部 危機管理課 TEL 0538-44-3108

◎ 袋井市防災ベッド購入助成事業

利用の条件	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅（在来軸組工法）で「わが家の専門家診断」の総合評点が1.0未満の住宅に居住する方が、防災ベッド（静岡県開発のもの）を購入する費用
補助額等	購入費の2/3以内（限度額20万円）
問合せ先	総務部 危機管理課 TEL 0538-44-3108

◎ 袋井市耐震シェルター整備助成事業

利用の条件	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅（在来軸組工法）で「わが家の専門家診断」の総合評点が1.0未満の住宅に居住する方が、住宅の1階部分に耐震シェルターを設置する費用
補助額等	整備費の1/2以内（限度額15万円）
問合せ先	総務部 危機管理課 TEL 0538-44-3108

湖西市の制度

① 住宅を新築・購入したい方（P.43～県内全域で利用できる制度あり）

◎ 湖西市勤労者住宅建設資金利子補給制度

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> 勤労者で、市内に自ら居住する住宅を新築、増改築又は購入する方で10年以上の借入を行う方 住宅の床面積280㎡以下
融資限度額	500万円
融資利率等	労金：2%以内（当初10年以内）、労金以外：1.5%以内（当初7年以内）
申込窓口	<ul style="list-style-type: none"> 労働金庫湖西支店 静岡銀行（湖西、新居支店） 浜松信用金庫（鷲津、新所原、新居支店） 遠州信用金庫（湖西、新居支店） 豊橋信用金庫（湖西、新所原支店） とぴあ浜松農業協同組合（鷲津、白須賀、新所原、湖西北、新居支店） 蒲郡信用金庫（湖西支店）
問合せ先	市民経済部 産業振興課 Tel 053-576-1215

② 住宅をリフォームしたい方（P.49～県内全域で利用できる制度あり）

◎ 湖西市住宅リフォーム事業費補助金

利用の条件	<p>バリアフリー化・省エネルギー化の住宅リフォーム工事を実施する者に対して補助金を交付 《補助金の交付対象者》（以下の全てに該当する方）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 市内に住所を有する者又は住所を有しようとする者であること。 ② リフォームを行う住宅に居住すること。 ③ 補助対象者の属する世帯の全員が市税を滞納していないこと。 ④ 以前にこの補助金の交付を受けたことがないこと。 <p>《補助金の交付対象住宅》</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 耐震性を有する住宅又は湖西市が行う耐震補強工事補助金の交付決定を受けた住宅であること。 <p>《補助金の補助対象工事》</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 市内に本店、支店又は営業所を有する者等が施工するものであること。 ② 建築基準法、その他法令に違反しないものであること。
補助額等	補助対象経費の総額の20%以内（限度額20万円）
問合せ先	都市整備部 建築住宅課 Tel 053-576-4549

④ 設備を充実させたい方（P.49～県内全域で利用できる制度あり）

◎ 新エネルギー・省エネルギー機器補助金

利用の条件	① 市内に居住している方が、居住する住宅に太陽熱利用温水器を設置する場合 ② 市内に居住している方が、居住する住宅に家庭用コージェネレーションシステムを設置する場合 ③ 市内に居住している方が、居住する住宅に家庭用蓄電池を設置する場合
補助額等	① 自然循環：一律1万円 強制循環：一律2万円 ② エネファーム：一律6万円 エコウィル：一律4万円 ③ 1kW当たり1.75万円（上限7万円、4kW）
問合せ先	環境部 環境課 TEL 053-576-1141

◎ 浄化槽雨水貯留施設転用費補助金制度

利用の条件	・ 宅内排水設備工事（下水道等に接続する工事）により不要となる浄化槽を雨水貯留施設に転用する方 ・ 公共下水道の処理区域として公示された日から3年以内に宅内排水設備工事をするもの ・ 浄化槽を設置する際に補助金の交付を受けたものは、交付後7年以上経過しているもの
補助額等	・ 1件につき転用工事費の1/2以内（限度額75,000円）
問合せ先	環境部 下水道課 TEL 053-574-2211

◎ 湖西市浄化槽設置整備事業費補助金

利用の条件	・ 公共下水道事業計画区域外に浄化槽を設置する方 ・ 一般住宅、店舗併用住宅（居住部分面積1/2以上）に設置する10人槽以下の浄化槽（自治会が所有し管理する施設にあっては50人槽以下） ・ 建築基準法又は浄化槽法に基づく手続きがされていること ・ 販売目的の建築でないこと
補助額等	（限度額） ・ 新築、増改築に伴う浄化槽の設置で建築確認を伴うもの 5人槽 17万1千円、6～7人槽 20万7千円、10人槽 26万7千円 ・ 建物の建築を伴わず、単独浄化槽又はくみ取り便槽からの設置替え 5人槽 66万6千円、6～7人槽 72万9千円、10人槽 86万4千円
問合せ先	環境部 廃棄物対策課 TEL 053-577-2255

◎ 湖西市下水道接続工事資金融資あっせん及び利子補給制度

利用の条件	既存の専用住宅又は併用住宅の排水施設を改造して下水道に接続する工事で次の要件を満たすもの （ア）専用住宅又は併用住宅の所有者又は占有者 （イ）市税及び下水道事業受益者負担金を滞納していない方 （ウ）連帯保証人を有する者 （エ）下水道処理区域内で、供用開始の日から3年以内に水洗便所改造工事を完了することができると認められる者 （オ）希望する金融機関の貸付けを受けられる者
融資限度額	10万円以上100万円以下
融資利率等	・ 融資利率 融資年度の4月1日における長期プライムレート ・ 利子補給率 利率2%までの利息については、市が負担
返済期間	36か月以内
問合せ先	環境部 下水道課 TEL 053-574-2211

⑥ 高齢者や障害のある方（P.50～県内全域で利用できる制度あり）

◎ 湖西市居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> 市内で要支援、要介護認定を受けている方に対し、手すりの取付、段差の解消、床材の変更、扉の取替、洋式便器等への取替のいずれかに該当する住宅改修を行った場合 事前にケアマネージャー等が作成する理由書が必要。
補助額等	改修に要した費用(上限20万円)に対し、利用者負担割合（9割、8割、7割）で算定した金額を介護保険で支給
問合せ先	健康福祉部 長寿介護課 TEL 053-576-1104

◎ 湖西市重度障害者（児）日常生活用具給付事業

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> 下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する方で、障害等級3級以上の方(ただし特殊便器への取替えの場合は上肢障害2級以上の方)、または視覚障害2級以上の方 障害者（児）の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの
補助額等	上限額20万円
問合せ先	健康福祉部 地域福祉課 TEL 053-576-4532

◎ 湖西市重度身体障害者住宅改造費助成事業

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳の交付を受けた下肢、体幹又は視覚の障害者で、障害の程度が1、2級の方 前年分の所得税額12万円以下の世帯に属する方 既にこの助成を受けたことがない方 既存住宅の浴室、便所、洗面所、台所、玄関、廊下その他の住宅設備
補助額等	限度額20万円（他制度優先）
問合せ先	健康福祉部 地域福祉課 TEL 053-576-4532

◎ 生活福祉資金貸し付け

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> 低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯で住宅を増改築する場合 他の助成制度から融資を受けられない場合
融資限度額	250万円
融資利率等	連帯保証人有⇒無利子、連帯保証人无⇒年1.5%
返済期間	7年以内（据置期間6か月）
問合せ先	社会福祉協議会 TEL 053-575-0294

◎ 耐震シェルター整備事業

利用の条件	<p>昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅で、耐震診断による評点が1.0未満の住宅に、次のいずれかに該当する者で構成されている世帯が居住する住宅</p> <ol style="list-style-type: none"> ①満65歳以上の者のみで構成されている世帯 ②満65歳以上の者及び18歳未満の者のみで構成されている世帯 ③身体障害者手帳、精神障害者保険福祉手帳又は療育手帳の交付を受けている者を含んで構成されている世帯 ④児童扶養手当を受給している者を含んで構成されている世帯
補助額等	耐震シェルターの購入設置に要する経費の2/3（限度額16万6千円/基）
問合せ先	危機管理課 TEL 053-576-4538

◎ 要介護者世帯家具固定推進事業

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満65歳以上の者(前年度末)のみで構成されている世帯 ・ 満65歳以上の者(前年度末)及び満18歳未満の者(前年度末)のみで構成されている世帯 ・ 身体障害者手帳の交付を受けている者を含んで構成されている世帯 ・ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者を含んで構成されている世帯 ・ 療育手帳の交付を受けている者を含んで構成されている世帯 ・ 児童扶養手当を受給している者を含んで構成されている世帯
補助額等	家具、3個までを無料で固定する
問合せ先	危機管理課 TEL 053-576-4538

⑦ 離職者で住宅にお困りの方 (P.51～県内全域で利用できる制度あり)

◎ 住居確保給付金

利用の条件	51ページ掲載の住居確保給付金と同じ
補助額等	世帯数や住宅の床面積によって家賃に上限額が生じます。詳細は下記にお問い合わせください。
問合せ先	健康福祉部 地域福祉課 TEL 053-576-1295

⑧ 地震などの災害に備えたい方 (P.52～県内全域で利用できる制度あり)

◎ わが家の専門家診断事業

利用の条件	昭和56年5月31日以前に建築された既存木造住宅
補助額等	専門家(静岡県耐震診断補強相談士)による無料の耐震診断を実施
問合せ先	都市整備部 建築住宅課 TEL 053-576-4549

◎ 湖西市既存建築物耐震診断補助金

利用の条件	昭和56年5月31日以前に建築(着工)された既存建築物の耐震精密診断(木造住宅の場合は補強計画策定を含む。)を行う方
補助額等	当該事業に要する経費と別に定める基準額を比較して、いずれか少ない額の2/3以内(高齢者のみで暮らす世帯や障害者、要介護者のいる世帯については、費用と基準額を比較して少ない額)
問合せ先	都市整備部 建築住宅課 TEL 053-576-4549

◎ 湖西市木造住宅耐震補強助成事業費補助金

利用の条件	昭和56年5月31日以前に建築(着工)された木造住宅の内、耐震基準1.0未満のものを、1.0以上かつ0.3ポイント以上向上させる耐震補強工事を行う方
補助額等	50万円以内(高齢者のみで暮らす世帯や障害者、要介護者のいる世帯については、80万円以内)耐震補強のPRを行う場合は30万円増額(H32年度末まで)
問合せ先	都市整備部 建築住宅課 TEL 053-576-4549

◎ 湖西市ブロック塀等撤去事業補助金

利用の条件	公衆の用に供される道に面し、地震発生時において倒壊や転倒する危険性のあるブロック塀等の所有者
補助額等	撤去費用と別に定める基準額の延長を乗じて得た金額を比較して、いずれか少ない額の1/2以内(限度額10万円)
問合せ先	都市整備部 建築住宅課 TEL 053-576-4549

◎ 湖西市がけ地近接危険住宅移転事業

利用の条件	次のいずれかの条件にあてはまる住宅 ①静岡県建築基準条例第3条で指定された災害危険区域内に建っている住宅 ②静岡県建築基準条例第10条に基づく、建築を制限している区域内に建っている住宅で、昭和29年3月31日以前に建てられたもの ③県知事が指定した土砂災害特別警戒区域に建っている住宅 ④上記①、②、③の区域内に建っている住宅で、自然災害により安全上の支障が生じ、建築基準法に基づく是正勧告を受けた住宅
補助額等	建物除去費補助 78万円 (除却費用に対する一部補助) 敷地造成費補助 58万円 (借入金利子に対する一部補助) 建物建設費補助 444万円 (") 土地取得費補助 206万円 (")
問合せ先	都市整備部 建築住宅課 Tel 053-576-4549

◎ 耐震シェルター整備事業 (再掲、236ページ参照)

◎ 自主防災会長推薦一般世帯家具固定推進事業

利用の条件	自主防災会が推薦する世帯
補助額等	家具、3個までを無料で固定する
問合せ先	危機管理課 Tel 053-576-4538

◎ 要援護者世帯家具固定推進事業 (再掲、237ページ参照)

御前崎市の制度

① 住宅を新築・購入したい方（P.43～県内全域で利用できる制度あり）

◎ 御前崎市勤労者住宅建設資金利子補給制度 リフォームにも利用可

利用の条件	市内に勤労者が自己の住宅を新築・増改築・土地建物購入・中古住宅購入及び住宅を建設するための土地購入
融資限度額	・ 貸付金の限度額3,000万円 ・ 内利子補給対象額 1件当たり500万円
融資利率等	・ 利子補給率 年1.00% ・ 利子補給期間 10年間
返済期間	10年以上（最長35年）
申込窓口	労働金庫小笠支店 TEL 0537-72-7111
問合せ先	商工観光課 TEL 0537-85-1135

◎ 御前崎市定住促進住宅取得補助金

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年1月2日から平成32年3月31日までに市内に住宅を取得した方 市外から転入して、住宅を取得した方 市内居住者で、現にアパート、市営住宅、借家等に住んでいて、住宅を取得した方（住宅の建て替えの場合は対象外） 市内で親等と同居していて、住宅を取得した方。（ただし、前に居住していた住宅から同居する世帯員が変わらない場合は対象外） 前に居住していた住宅を親等以外へ所有権を移転又は取壊し、住宅を取得した方。（ただし、住宅取得に係る契約日から申請日までの間に世帯員が増加しない場合は、対象外） 中古住宅等も対象（ただし、建替え住宅は除く） 支給要件①町内会の班加入、②市税等の滞納がない方
補助額等	<ul style="list-style-type: none"> 50万円（ただし、住宅の取得価格が500万円以下の場合は、その取得価格の10%とする。） 加算額 市内建築業者等と建築本体請負契約を交わしている場合30万円（ただし、新築住宅及び建売住宅の場合） 転入者である場合10万円 取得の日において、同居している18歳未満の子どもがいる場合10万円
問合せ先	企画政策課 TEL 0537-85-1161

② 住宅をリフォームしたい方（P.49～県内全域で利用できる制度あり）

◎ 御前崎市住宅リフォーム支援事業

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> 対象となる工事は、リフォーム工事費が100万円以上のもの 市内にある住宅のバリアフリー化改修、省エネ化改修、長寿命化改修などの改修を行うリフォーム工事 対象者は、市内に住民登録があり、市税等の滞納がないことなどが条件
補助額等	<ul style="list-style-type: none"> 工事費の10%（上限30万円（千円未満切捨て）） 市内の他の補助制度を受ける場合は、その金額を工事費から差し引く
問合せ先	都市政策課 TEL 0537-29-8732

④ 設備を充実させたい方 (P.49～県内全域で利用できる制度あり)

◎ 御前崎市新エネルギー・省エネルギー機器導入促進補助金

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内に住所を有する方で、市税等の滞納がない方 ・ 自らが居住する又は居住する予定で新エネルギー・省エネルギー機器を市内の住宅に設置又は機器付き住宅を購入する場合に限る
補助額等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 kW当たり3万円で上限12万円 (太陽光発電システム) ・ 1 kW当たり2万円で上限8万円 (家庭用蓄電池) ・ 設置に要した費用の2分の1以内で上限2万円 (太陽熱利用システム、太陽熱温水器、風力発電機、ヒートポンプ型給湯器、潜熱回収型給湯器、ガスエンジン給湯器) ・ 1基当たり12万円 (家庭用燃料電池) ・ 1台当たり4万円 (初度登録のクリーンエネルギー自動車 (EV車、PHV車、メタノール自動車、天然ガス自動車) で自家用のもの)
問合せ先	エネルギー政策課 TEL 0537-85-1134

◎ 御前崎市合併浄化槽設置事業費補助金

利用の条件	住宅に設置する10人槽以下の合併処理浄化槽 ※店舗兼住宅の場合、居住部分が延床面積の1/2以上なら対象
補助額等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浜岡地区 (浄化槽整備区域のみ・限度額) 5人槽 33万2千円、7人槽 41万4千円、10人槽 54万8千円 ・ 御前崎・白羽地区 (限度額) 5人槽 70万円、7人槽 90万円、10人槽 140万円
問合せ先	上下水道課 TEL 0537-85-1126

⑥ 高齢者や障害のある方 (P.50～県内全域で利用できる制度あり)

◎ 居宅介護住宅改修費支給制度

利用の条件	51ページ掲載の介護保険の住宅改修と同じ
補助額等	
問合せ先	高齢者支援課 TEL 0537-85-1118

◎ 御前崎市障害者 (児) 等日常生活用具給付事業

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害 (移動機能障害に限る。)の方で、身体障害者手帳の交付を受けた障害の程度が3級以上の方 (特殊便器への取替えは、上肢障害2級以上の方) 又は視覚障害者2級以上のもの。難病患者等にあつては、下肢又は体幹機能に障害があるもの ・ 障害者 (児) の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの
補助額等	上限額 20万円 (内自己負担5%)
問合せ先	福祉課 TEL 0537-85-1121

◎ 御前崎市重度身体障害者住宅改造費助成事業

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> 市内に住所を有し、身体障害者手帳の交付を受けた視覚障害、下肢又は体幹機能障害者で、障害の程度が1、2級で住宅設備の改造を必要とする方 前年分の所得税額150万円以下の世帯に属する方
補助額等	<ul style="list-style-type: none"> 前年度所得税額12万円以下 対象経費の3/4以内（限度額75万円） 前年度所得税額12万円超150万円以下 対象経費の1/2以内（限度額50万円）
問合せ先	福祉課 TEL 0537-85-1121

⑦ 離職者で住宅にお困りの方（P.51～県内全域で利用できる制度あり）

◎ 住居確保給付金

利用の条件	51ページ掲載の住居確保給付金と同じ
補助額等	世帯数や住宅の床面積によって家賃に上限額が生じます。詳細は下記にお問い合わせください。
問合せ先	福祉課 TEL 0537-85-1121

⑧ 地震などの災害に備えたい方（P.52～県内全域で利用できる制度あり）

◎ わが家の専門家診断事業

利用の条件	昭和56年5月31日以前に建築又は同日において工事中であった既存木造住宅
補助額等	専門家（静岡県耐震診断補強相談士）による無料の耐震診断を実施
問合せ先	都市政策課 TEL 0537-29-8732

◎ 御前崎市既存建築物耐震性向上事業

利用の条件	昭和56年5月31日以前に建築された建築物及び同日において工事中であった建築物の耐震診断（補強計画の作成）を行う方
補助額等	事業費と基準額を比較していずれか少ない額の2/3以内（高齢者のみが居住する住宅等については10/10以内）
問合せ先	都市政策課 TEL 0537-29-8732

◎ 御前崎市木造住宅耐震補強事業

利用の条件	昭和56年5月31日以前に建築又は同日において工事中であった木造住宅を耐震補強する方
補助額等	事業費と80万円（高齢者世帯等については100万円）とを比較して、いずれか少ない額
問合せ先	都市政策課 TEL 0537-29-8732

◎ 御前崎市ブロック塀等耐震改修促進事業補助金

利用の条件	市内のブロック塀等で、地震発生時に倒壊の危険性のある塀
補助額等	<p>① 撤去事業 事業費と撤去するブロック塀の延長1mにつき8,900円を乗じた額とを比較して、いずれか少ない額の1/2以内（道路に面した部分に限る。）（限度額10万円）</p> <p>② 生垣への改善事業 事業費と生垣の延長1mにつき8,000円を乗じた額とを比較して、いずれか少ない額の1/2以内（撤去事業を行った部分であり、かつ道路に面した部分に限る。）（限度額10万円）</p> <p>③ 緊急改善事業 事業費と改善するブロック塀の延長1mにつき38,400円を乗じた額とを比較して、いずれか少ない額の1/2以内（地震対策条例第17条第5項の緊急輸送路、避難路又は避難地に面するブロック塀に限る。）（限度額25万円）</p>
問合せ先	都市政策課 TEL 0537-29-8732

◎ 住宅・建築物アスベスト改修事業

利用の条件	除去等 吹付けアスベストの除去、封じ込め、囲い込み又は吹付けアスベストが施工されている建築物の除却を行う場合のアスベストの除去
補助額等	アスベスト除去等にかかる事業費の2/3以内（上限120万円/敷地）
問合せ先	都市政策課 TEL 0537-29-8732

◎ がけ地近接危険住宅移転事業

利用の条件	次のいずれかの条件にあてはまる住宅 <p>① 静岡県建築基準条例第3条で指定された災害危険区域内に建っている住宅</p> <p>② 静岡県建築基準条例第10条に基づく、建築を制限している区域内に建っている住宅で、昭和29年3月31日以前に建てられたもの</p> <p>③ 県知事が指定した土砂災害特別警戒区域に建っている住宅</p> <p>④ 上記①、②、③の区域内に建っている住宅で、自然災害により安全上の支障が生じ、建築基準法に基づく是正勧告を受けた住宅</p>
補助額等	<p>建物除去費補助 80万2千円（除却費用に対する一部補助）</p> <p>敷地造成費補助 59万7千円（借入金利子に対する一部補助）</p> <p>建物建設費補助 457万円（ " " ）</p> <p>土地取得費補助 206万円（ " " ）</p>
問合せ先	都市政策課 TEL 0537-29-8732

◎ 防災ベッド等購入補助事業

利用の条件	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅で、耐震診断による評点が1.0未満の住宅に居住する方
補助額等	防災ベッド及び防災ベッドのフレームの購入に要する経費の1/2以内（限度額20万円/基）
問合せ先	危機管理課 TEL 0537-85-1119

◎ 耐震シェルター整備事業

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> 昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅又は耐震診断による評点が1.0未満の建物にお住まいの方（階数が2以下の住宅で65歳以上の高齢者のみが居住する場合に限る） 耐震シェルターの台数は、対象住宅1戸当たり1台
補助額等	耐震シェルターの購入設置に要する経費の1/2以内（限度額12万5千円/基）
問合せ先	危機管理課 TEL 0537-85-1119

◎ 御前崎市感震ブレイカー設置費補助金

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> 御前崎市に住民登録がある方で、市内に住宅を所有している方及び申請年度内に住宅（戸建）を新築する予定の方 補助対象経費は、感震ブレイカーの設置費用1個まで
補助額等	感震ブレイカーの設置に要する経費の2/3以内（限度額5万円） 新築の場合は、限度額1万円
問合せ先	危機管理課 TEL 0537-85-1119

◎ 御前崎市家具転倒防止器具等購入費補助金

利用の条件	御前崎市に住民登録されている方
補助額等	家具転倒防止器具等購入に要する経費の合計額（限度額5,000円） 条件に該当する方は、限度額1万円
問合せ先	危機管理課 TEL 0537-85-1119

◎ 御前崎市防災用品購入費補助金

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> 御前崎市に住民登録がある方で、申請は1世帯につき1回 5人以上の世帯は2回まで申請可
補助額等	防災用品購入に要する経費の2/3以内（限度額1万円） 5人以上の世帯が2回目の申請を行う場合、限度額7,000円
問合せ先	危機管理課 TEL 0537-85-1119

菊川市の制度

① 住宅を新築・購入したい方（P.43～県内全域で利用できる制度あり）

◎ 菊川市勤労者住宅建設資金貸付制度 リフォームにも利用可

利用の条件	・ 勤労者で、市内に自ら居住する住宅を新築、増改築又は建売住宅、中古住宅、住宅用土地を購入する方
融資限度額	500万円
融資利率等	・ 0.75%（5年返済） ・ 0.85%（10年以上返済の当初10年間、11年目以降は労金の金利） ※ 金利は半年ごと見直し
返済期間	5年以上40年以内（5年単位）
申込窓口	労働金庫掛川支店 TEL 0537-24-5111
問合せ先	建設経済部 商工観光課 産業振興係 TEL 0537-35-0936

③ 空き家、移住・定住に関する助成制度

◎ 菊川市若者世帯定住促進補助金

利用の条件	【補助の対象者】 市外又は市内の賃貸住宅に1年以上継続して居住する、次のいずれかに該当する方 ① 夫又は妻のいずれかが満40歳未満である夫婦のいる世帯に属する夫又は妻 ② 配偶者のいない満40歳未満の親と子がいる世帯に属する親 【交付の条件】 住宅の新築又は住宅の購入（中古住宅を含む）をした方で、次の条件をすべて満たしていること ・ 菊川市に定住するために、市内に住宅（玄関、居室、台所、便所及び浴室を備えている戸建て住宅又はマンション）を取得したものであること ・ 取得した住宅に居住（住民基本台帳に登録されているものに限る）していること ・ 住宅の取得が、平成28年4月1日以降の契約に基づくもの ・ 住宅の取得日から6か月以内であること ※その他詳細については、菊川市HPにてご確認ください。
	補助額等 住宅の取得費用の10分の1以内で、上限40万円（ただし、以下に示す三世帯同居住宅又は三世帯隣接住宅を取得した場合は、取得価格の10分の2で、上限80万円） ・ 三世帯同居住宅 補助対象者とその親及び小学生以下の子からなる三世帯が同居するための住宅 ・ 三世帯隣接住宅 補助対象者と小学生以下の子からなる世帯が、親が所有し、かつ、居住する住宅に隣接し居住する住宅
問合せ先	建設経済部 都市計画課 住宅建築係 TEL 0537-35-0957

④ 設備を充実させたい方（P.49～県内全域で利用できる制度あり）

◎ 菊川市自然エネルギー利用促進補助金

利用の条件	【補助の対象者】 ・ 市内に自ら居住又は居住を予定する住宅（併用住宅の場合は、居住用に共する部分の床面積が2分の1以上のものに限る。）に、太陽光発電システム及び太陽熱温水器等を新たに設置しようとする方 ・ 市税等を滞納していない方（同一世帯に属する者を含む。）
補助額等	【対象機器及び補助金の額】 ・ 太陽光発電システム 太陽電池の最大出力1kW当たり・・・8,000円（限度額40,000円） ・ 家庭用リチウムイオン蓄電池 蓄電池の蓄電容量1kWh当たり・・・12,000円（限度額60,000円） ・ 太陽熱温水器 集熱パネルの面積1㎡当たり・・・2,000円（限度額8,000円） ・ ソーラーシステム 集熱パネルの面積1㎡当たり・・・2,000円（限度額12,000円）
問合せ先	生活環境部 環境推進課 環境政策係 Tel 0537-35-0916

◎ 菊川市浄化槽設置事業費補助金

利用の条件	【補助対象区域】 市全域のうち、下水道認可区域・農業集落排水事業採択区域（高橋原地区の一部）・平尾下水処理場使用区域・集合処理施設設置区域（奥の谷および花水木地区）を除く区域 【補助対象者】 新たに10人槽以下の浄化槽を設置し、かつ、次の①～③のいずれかに該当する方 ① 一般住宅（居住のみを目的に建てられた住宅） ② 1/2以上を居住とする併用住宅（店舗などの業務用部分が居住部分と結合している住宅） ③ 建売住宅（販売を目的とした浄化槽付き住宅を浄化槽設置年度と同一年度に最初に購入した方） ※ 以下の条件に該当した場合は、補助対象外となります ① 賃貸住宅、共同住宅および事業所などに設置する場合 ② 申請時に10年以内に補助金交付された浄化槽が設置されている場合 ③ 同一世帯に、市税、県民税および国保税などの滞納がある場合
補助額等	【補助の対象】 浄化槽本体の設置に係る費用（配管などの工事費は対象外） 【用途区域内の下水道認可区域外】※1 新築、増改築、付け替【補助金上限額】※3 5人槽 73万5千円、7人槽 85万1千円、10人槽 126万1千円 【用途区域外】※2 ・ 新築、増改築【補助金上限額】 5人槽 19万8千円、7人槽 24万6千円、10人槽 32万7千円 ・ 付け替え【補助金上限額】※3 5人槽 73万5千円、7人槽 85万1千円、10人槽 126万1千円 ※1 平成29年4月1日以降に用途区域であり、下水道の認可区域になっていない区域 ※2 平成29年4月1日以降に用途区域外であり、下水道の認可区域になっていない区域 ※3 単独浄化槽およびくみ取り便所を合併浄化槽に付け替えるもので、リフォーム・増改築が伴わないもの
問合せ先	生活環境部 下水道課 庶務係 Tel 0537-35-0933

◎ 菊川市下水道接続工事資金融資あっせん及び利子補給制度

利用の条件	既存の専用住宅又は併用住宅の排水施設を改造して下水道に接続する工事で次の要件を満たすもの ①専用住宅又は併用住宅の所有者又は占有者 ②市税を滞納していない方 ③返済能力のある方
融資限度額	5万円以上100万円以下（1万円単位） ただし、下水道接続工事費を上限とする
融資利率等	・ 融資利率 融資年度の4月1日における長期プライムレート ・ 利子補給率 長期プライムレートの1/2（3%限度）
返済方法	36か月以内の元利均等償還
問合せ先	生活環境部 下水道課 庶務係 TEL 0537-35-0933

◎ 菊川市下水道接続工事費補助制度

利用の条件	既存の専用住宅又は併用住宅の排水施設を改造して下水道に接続する工事で次の要件を満たすもの ①専用住宅又は併用住宅の所有者又は占有者 ②供用開始の日から2年以内に工事を完了する方 ③市税及び受益者負担金を滞納していない方
補助額等	(下水道接続工事費-30万円) × 1/4 (限度額10万円)
問合せ先	生活環境部 下水道課 庶務係 TEL 0537-35-0933

◎ 高齢者や障害のある方（P.50～県内全域で利用できる制度あり）

◎ 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給制度

利用の条件	51ページ掲載の介護保険の住宅改修と同じ
補助額等	
問合せ先	健康福祉部 長寿介護課 介護保険係 TEL 0537-37-1253

◎ 重度身体障害者の住宅改修費給付制度
（地域生活支援事業—日常生活用具給付事業—居宅生活動作補助用具）

利用の条件	・ 下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動運動障害に限る。）の方で、身体障害者手帳の交付を受けた障害の程度が3級以上の方（特殊便器への取替えは、上肢障害2級以上の方） ・ 視覚障害者で障害の程度が2級以上の方 ・ 障害者の移動等を円滑にする用具を購入し、設置に小規模な住宅改修を伴うもの
補助額等	用具の購入費及び改修工事費の95%（限度額19万円）
問合せ先	健康福祉部 福祉課 障がい者福祉係 TEL 0537-37-1252

◎ 生活福祉資金貸し付け

利用の条件	・ 低所得世帯、障害者世帯又は高齢者がいる世帯で住宅を増改築する場合 ・ 他の助成制度から融資を受けられない場合
融資限度額	250万円
融資利率等	無利子（連帯保証人がいる場合）
返済期間	7年以内（据置期間6か月）
問合せ先	社会福祉協議会 TEL 0537-35-3724

◎ 菊川市家具転倒防止事業

利用の条件	・ 市内に居住する65歳以上のみで構成されている世帯 ・ 取付事業は、菊川市建築組合に委託して行うものとする
補助額等	家具等5台までを無料設置
問合せ先	危機管理部 危機管理課 防災計画係 TEL 0537-35-0923

⑦ 離職者で住宅にお困りの方 (P.51～県内全域で利用できる制度あり)

◎ 住居確保給付金

利用の条件	51ページ掲載の住居確保給付金と同じ
補助額等	世帯数や住宅の床面積によって家賃に上限額が生じます。詳細は下記にお問い合わせください。
問合せ先	健康福祉部 福祉課 生活福祉係 TEL 0537-37-1251

⑧ 地震などの災害に備えたい方 (P.52～県内全域で利用できる制度あり)

◎ わが家の専門家診断事業

利用の条件	昭和56年5月31日以前に建築された既存木造住宅
補助額等	専門家（静岡県耐震診断補強相談士）による無料の耐震診断を実施
問合せ先	建設経済部 都市計画課 住宅建築係 TEL 0537-35-0957

◎ 既存住宅耐震診断事業補助金

利用の条件	昭和56年5月31日以前に建築された既存木造住宅
補助額等	事業に要する経費と別に定める基準額とを比較して、いずれか少ない額の2/3以内。ただし、高齢者等の世帯は事業に要する経費と別に定める基準額とを比較して、いずれか少ない額
問合せ先	建設経済部 都市計画課 住宅建築係 TEL 0537-35-0957

◎ 木造住宅耐震補強助成事業補助金

利用の条件	・ 昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅の耐震補強工事をする方 ・ 専門家による耐震診断評点が1.0未満で耐震補強が必要と診断された住宅について、耐震診断評点を0.3ポイント以上上げ、かつ1.0以上に耐震補強工事に限る
補助額等	1棟当たり80万円を限度（65歳以上の高齢者のみで構成される世帯又は障害のある方等が居住する住宅については100万円を限度）
問合せ先	建設経済部 都市計画課 住宅建築係 TEL 0537-35-0957

◎ ブロック塀等耐震化促進事業補助金

利用の条件	① 撤去事業 市内の道路、避難地に面するブロック塀 ② 改善事業 市内の緊急輸送路、避難地及び容積率400%以上の商業系用途地域内の道路に面するブロック塀
補助額等	① 撤去事業 当該事業に要する経費と撤去するブロック塀等の延長に、1m当たり8,900円を乗じて得た額とを比較して、いずれか少ない額の1/2以内（限度額10万円/敷地） ② 改善事業 当該事業に要する経費と改善するブロック塀等の延長に、1m当たり38,400円を乗じて得た額とを比較して、いずれか少ない額の1/2以内（限度額25万円/敷地）
問合せ先	建設経済部 都市計画課 住宅建築係 TEL 0537-35-0957

◎ 既存建築物耐震診断事業

利用の条件	・ 昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅以外の既存建築物
補助額等	事業に要する経費と基準額とを比較して、いずれか少ない額の2/3 (限度額200万円)
問合せ先	建設経済部 都市計画課 住宅建築係 TEL 0537-35-0957

◎ 建築物耐震補強助成事業

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昭和56年5月31日以前に建築(着工)された既存建築物の所有者が耐震改修促進法の認定を受けて行う事業又は建築基準法の規定に基づく全体計画の認定を受けて耐震化を行う改修工事であること。 ・ 災害時に重要な機能を果たす建築物(医療施設、庁舎など)や災害時に多数の者に危険が及ぶおそれのある建築物(百貨店、劇場、映画館等)及びマンション ・ 敷地面積 おおむね500㎡以上 ・ 原則として、3階以上で延べ面積1,000㎡ 準耐火建築物であること ・ 対象区域…DID地区又は避難地、避難路及び緊急輸送路沿い
補助額等	当該改修工事に要する費用の23%と延べ床面積に50,300円/㎡(マンションの場合は、49,300円/㎡、免震工法等の場合は、82,300円/㎡)
問合せ先	建設経済部 都市計画課 住宅建築係 TEL 0537-35-0957

◎ がけ地近接危険住宅移転事業

利用の条件	<p>次のいずれかの条件にあてはまる住宅の移転等</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 静岡県建築基準条例第3条で指定された災害危険区域内に建っている住宅 ② 静岡県建築基準条例第10条に基づく、建築を制限している区域内にあり、昭和29年3月31日以前に建設された住宅 ③ 県知事が指定した土砂災害特別警戒区域に建っている住宅 ④ 上記①～③の区域内にあり、建築後の大規模地震、台風等により安全上の支障が生じ、県知事が是正勧告等を行った住宅
補助額等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物除去費補助 80万2千円(除却費用に対する一部補助) ・ 敷地造成費補助 59万7千円(借入金利子に対する一部補助) ・ 建物建設費補助 457万円() ・ 土地取得費補助 206万円()
問合せ先	建設経済部 都市計画課 住宅建築係 TEL 0537-35-0957

◎ 耐震シェルター購入事業

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昭和56年5月31日以前に建築(着工)された2階建て以下の木造住宅の1階に耐震シェルターを設置するもの ・ わが家の専門家診断による総合評点が1.0未満で、耐震補強工事を行っていないものに限る ・ 市内に住所を有し、65歳以上の高齢者のみで構成されている世帯が居住する住宅
補助額等	・ 本体購入、運搬及び設置に要する費用の2分の1以内とし、125,000円を限度とする。
問合せ先	危機管理部 危機管理課 防災計画係 TEL 0537-35-0923

◎ 防災ベッド購入事業

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昭和56年5月31日以前に建築(着工)された2階建て以下の木造住宅の1階に静岡県が開発した防災ベッドまたは防災ベッドフレームを設置するもの ・ わが家の専門家診断による総合評点が1.0未満で、耐震補強工事を行っていないものに限る
補助額等	・ 本体購入に要する費用の2分の1以内とし、125,000円を限度とする。
問合せ先	危機管理部 危機管理課 防災計画係 TEL 0537-35-0923

森町の制度

① 住宅を新築・購入したい方（P.43～県内全域で利用できる制度あり）

◎ 森町勤労者住宅建設資金利子補給制度 リフォームにも利用可

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町内に自ら居住する住宅を新築、購入（建売・中古）、増改築、宅地購入する勤労者の方 ・ 床面積70㎡～280㎡の住宅の新築・増改築 ・ 敷地面積400㎡以下の住宅（建売・中古）の購入 ・ 敷地面積400㎡以下の宅地購入（5年以内に建築）
融資限度額	700万円（利子補給対象額）
融資利率等	年0.6%利子補給（当初10年間） 11年目以降は労金の金利
申込窓口	労働金庫袋井支店 TEL 0538-43-4649
問合せ先	産業課 商工観光係 TEL 0538-85-6319

◎ 地域材利用木造住宅推進補助金

利用の条件	町内の製材所又は材木店から材料を購入し、町内の建築業者が建築する木造住宅を、町内に建築する方
補助額等	木造住宅新築時及び床面積10㎡以上の増築時の地域材購入費に対する補助で、10万円を上限とする。
問合せ先	産業課 林政係 TEL 0538-85-6317

④ 設備を充実させたい方（P.49～県内全域で利用できる制度あり）

◎ 森町住宅用太陽光発電システム導入事業費補助金

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町内に居住又は居住を予定する方が、自ら居住する住宅に住宅用太陽光発電システムを設置する場合 ・ 町税を完納している方
補助額等	1戸ごとにシステムモジュールの出力1kW当たり1万円で、4万円を上限とする。
問合せ先	住民生活課 生活環境係 TEL 0538-85-6314

◎ 森町浄化槽設置事業費補助金

利用の条件	<p>町内に浄化槽を設置する方で、次の要件を満たす場合に、予算の範囲内で補助金を交付します。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①浄化槽法第5条第1項に基づく設置届の審査又は建築基準法第6条第1項に基づく確認を受けている ②併用住宅に設置する場合、延床面積の1/2以上が居住部分である ③賃借している住宅に設置する場合は、当該住宅の所有者の承諾が得られている ④自らが居住する住宅へ設置する ⑤町の公共下水道事業認可区域外に設置する
補助額等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新築、増改築 5人槽33万2千円、7人槽41万4千円、10人槽54万8千円 ・ みなし浄化槽（単独処理）からの付替え 5人槽41万4千円、7人槽51万6千円、10人槽68万4千円
問合せ先	住民生活課 生活環境係 TEL 0538-85-6314

⑥ 高齢者や障害のある方（P.50～県内全域で利用できる制度あり）

◎ 介護保険の住宅改修

利用の条件	51ページ掲載の介護保険の住宅改修と同じ
補助額等	
問合せ先	保健福祉課 介護保険係 TEL 0538-85-1800

◎ 重度身体障害者の住宅改修費給付制度
（地域生活支援事業－日常生活用具給付等事業－居宅生活動作補助用具）

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）の方で、身体障害者手帳の交付を受けた障害の程度が3級以上の方（特殊便器への取替えは、上肢障害2級以上の方）又は視覚障害2級以上の方。難病患者等にあっては、下肢又は体幹機能に障害があるもの。 ・ 障害者の移動等を円滑にする用具を購入し、設置に小規模な住宅改修を伴うもの
補助額等	改修費用の95%以内で、限度額は20万円とする。
問合せ先	保健福祉課 障害福祉係 TEL 0538-85-1800

◎ 森町重度身体障害者住宅改造費助成

利用の条件	<ol style="list-style-type: none"> ① 身体障害者手帳の交付を受けた下肢障害者、体幹障害者又は視覚障害者で、障害の程度が1級又は2級の方 ② 前号の障害のため、その者に適するように住宅を改造する必要がある方 ③ 前年分の所得税額12万円以下の世帯に属する方
補助額等	<ol style="list-style-type: none"> ① 介護保険法（平成9年法律第123号）第40条第4号及び第52条第4号に基づく住宅改修費の給付を受けることができる者は、57万円を限度とする ② 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第2項に基づく重度身体障害者に対する日常生活用具の給付及び貸与について（平成12年障第267号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知）の重度身体障害者日常生活用具給付等実施要綱に定める住宅改修費給付を受けることができる者は、55万円を限度とする ③ 前2号以外の者は、75万円を限度とする
補助率等	助成対象費用の3/4
問合せ先	保健福祉課 障害福祉係 TEL 0538-85-1800

⑦ 離職者で住宅にお困りの方（P.51～県内全域で利用できる制度あり）

◎ 住居確保給付金

利用の条件	51ページ掲載の住居確保給付金と同じ
補助額等	世帯数や住宅の床面積によって家賃に上限額が生じます。詳細は下記にお問い合わせください。
申込窓口	森町役場保健福祉課 TEL 0538-85-1800 中部健康福祉センター TEL 054-644-9274
問合せ先	中部健康福祉センター TEL 054-644-9274

⑧ 地震などの災害に備えたい方 (P.52～県内全域で利用できる制度あり)

◎ わが家の専門家診断事業

利用の条件	昭和56年5月31日以前に建築された既存木造住宅
補助額等	専門家(静岡県耐震診断補強相談士)による無料の耐震診断を実施
問合せ先	定住推進課 住まい支援係 TEL 0538-85-6321

◎ 木造住宅補強計画策定事業

利用の条件	昭和56年5月31日以前に建築された既存木造住宅
補助額等	1戸につき最大で14.4万円
問合せ先	定住推進課 住まい支援係 TEL 0538-85-6321

◎ 木造住宅耐震補強助成事業

利用の条件	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅(在来工法)で、耐震診断の結果、総合評点が1.0未満のものを1.0以上、かつ0.3以上あげる耐震補強工事を行う場合
補助額等	<p>一般世帯・・・1戸につき最大で105万円</p> <p>高齢者等世帯・・・1戸につき最大で125万円</p> <p>・耐震補強工事のPR等を実施した場合、上記の補助金額になります。</p> <p>・高齢者等世帯とは、65歳以上の方がのみが居住している世帯または、障害のある方が居住している世帯が該当します。</p>
問合せ先	定住推進課 住まい支援係 TEL 0538-85-6321

◎ 建築物等耐震診断事業

利用の条件	昭和56年5月31日以前に建築された非木造住宅及び住宅以外の建築物
補助額等	<p>非木造住宅：当該事業に要する経費と13万円とを比較して、いずれか少ない額の2/3以内とします。</p> <p>既存建築物：事業に要する経費と延床面積×2,000円を比較して、いずれか少ない額の2/3以内とする。ただし、100万円を限度とします。</p>
問合せ先	定住推進課 住まい支援係 TEL 0538-85-6321

◎ ブロック塀等撤去事業

利用の条件	道路に面した危険なブロック塀等を撤去します。ただし、4段以上のブロック塀を対象とします。
補助額等	「業者の見積額等」と「基準額(8,900円/m×対象延長m)とを比較して、いずれか少ない額の1/2以内で、1敷地につき10万円を限度とします。
問合せ先	定住推進課 住まい支援係 TEL 0538-85-6321

◎ ブロック塀等改善事業

利用の条件	町内の緊急輸送路(県道袋井春野線及び県道掛川天竜線)に面した危険なブロック塀(4段以上)等を安全な塀又は生垣に改善します。
補助額等	<p>安全な塀・・・「業者の見積額等」と「基準額(38,400円/m×対象延長m)とを比較して、いずれか少ない額の1/2以内で、1敷地につき25万円を限度とします。</p> <p>生垣・・・「業者の見積額等」と「基準額(10,000円/m×対象延長m)とを比較して、いずれか少ない額の1/2以内で、1敷地につき10万円を限度とします。</p>
問合せ先	定住推進課 住まい支援係 TEL 0538-85-6321

◎ かけ地近接等危険住宅移転事業

利用の条件	次のいずれかの条件にあてはまる住宅 ①静岡県建築基準条例第3条で指定された災害危険区域内に建っている住宅 ②静岡県建築基準条例第10条に基づく、建築を制限している区域内に建っている住宅で、昭和29年3月31日以前に建てられたもの ③県知事が指定した土砂災害特別警戒区域に建っている住宅 ④上記①、②、③の区域内に建っている住宅で、自然災害により安全上の支障が生じ、建築基準法に基づく是正勧告を受けた住宅
補助額等	建物除去費補助 80万2千円 (除却費用に対する一部補助) 敷地造成費補助 59万7千円 (借入金利子に対する一部補助) 建物建設費補助 457万円 (") 土地取得費補助 206万円 (")
問合せ先	定住推進課 住まい支援係 TEL 0538-85-6321

◎ 森町家庭内家具等固定推進事業

利用の条件	・ 森町内に住所を有する世帯 (一般住宅) ・ 家具等の固定台数は各世帯5台以内
補助額等	家具等固定にかかる各世帯負担額は次のとおり。 1台固定 600円 2台固定 1,200円 3台固定 1,800円 4台固定 2,400円 5台固定 3,000円 ただし、次に該当する世帯については、上記取り付け費用の自己負担なし。 ① 65歳以上の者のみで居住する世帯 ② 身体障害者手帳1級又は2級の認定を受けている者がいる世帯 ③ 介護認定を受けている者がいる世帯 ④ 療育手帳の交付を受けている者がいる世帯 ⑤ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者がいる世帯
問合せ先	防災課 防災係 TEL 0538-85-6302

◎ 防災ベッド等購入補助事業

利用の条件	<p>① 防災ベッド、耐震シェルター 昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅で、「TOUKAI-0」総合支援事業での「わが家の専門家診断事業」による総合評点が1.0未満の住宅を所有又は使用している方が、防災ベッド又は耐震シェルター（静岡県開発のもの）を購入する場合 防災ベッドフレーム</p> <p>② 身体障害者手帳の交付を受け身体障害者程度等級が1級又は2級のいずれかに該当する方が、防災ベッドフレームを購入する場合</p>
補助額等	<p>① 防災ベッド ・購入に要する経費の2/3以内（限度額20万円/基）</p> <p>② 耐震シェルター ・購入に要する経費の2/3以内（限度額10万円/基）</p> <p>③ 防災ベッドフレーム ・購入に要する経費の2/3以内（限度額20万円/基）</p> <p>ただし、次に該当する場合は、25万円を限度額とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 65歳以上の者のみで居住する世帯 2. 身体障害者手帳1級又は2級の認定を受けている者が使用する場合 3. 介護認定を受けている者が居住する場合 4. 療育手帳の交付を受けている者が居住する場合 5. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が居住する場合
問合せ先	防災課 防災係 TEL 0538-85-6302

⑩ 山村地域に定住する方

◎ 山村定住資金（リフォーム）

利用の条件	山村地域に居住するおおむね20～40歳の者又は後継者を有する世帯主で、住宅の居室・浴室・便所等の改善をする方 ただし次に掲げる方は除く ・年間所得500万円以上の方 ・法人組織の方 ・従業員を常時5人以上雇用する方
融資限度額	500万円
融資利率等	貸付利率1.3%（平成30年4月1日現在） （基準金利1.6%から県が0.3%利子補給する）
返済期間	15年（据置期間7年）
申込窓口	農業協同組合、静岡銀行、清水銀行、静岡中央銀行、富士宮信用金庫、富士信用金庫、沼津信用金庫、磐田信用金庫
問合せ先	静岡県経済産業部農業ビジネス課 TEL 054-221-2629

